

令和4年第3回京丹波町議会定例会（第4号）

令和4年9月22日（木）

開議 午前 9時00分

1 議事日程

- 第 1 諸般の報告
- 第 2 諮問第 2号 人権擁護委員候補者の推薦について
- 第 3 議案第47号 京丹波町桧山財産区財政管理調整基金設置条例の制定について
- 第 4 議案第48号 京丹波町梅田財産区財政管理調整基金設置条例の制定について
- 第 5 議案第49号 京丹波町三ノ宮財産区財政管理調整基金設置条例の制定について
- 第 6 議案第50号 京丹波町質美財産区財政管理調整基金設置条例の制定について
- 第 7 議案第51号 京丹波町職員の育児休業等に関する条例の制定について
- 第 8 議案第52号 京丹波町議会議員及び京丹波町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 9 議案第53号 京丹波町手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定について
- 第10 議案第54号 京丹波町須知財産区財政管理調整基金設置条例の一部を改正する条例の制定について
- 第11 議案第55号 京丹波町高原財産区財政管理調整基金設置条例の一部を改正する条例の制定について
- 第12 議案第56号 令和4年度京丹波町一般会計補正予算（第2号）
- 第13 議案第57号 令和4年度京丹波町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
- 第14 議案第58号 令和4年度京丹波町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）
- 第15 議案第59号 令和4年度京丹波町下水道事業特別会計補正予算（第1号）
- 第16 議案第60号 令和4年度京丹波町町営バス運行事業特別会計補正予算（第1号）
- 第17 議案第61号 令和4年度京丹波町桧山財産区特別会計補正予算（第1号）
- 第18 議案第62号 令和4年度京丹波町梅田財産区特別会計補正予算（第1号）
- 第19 議案第63号 令和4年度京丹波町三ノ宮財産区特別会計補正予算（第1号）
- 第20 議案第64号 令和4年度京丹波町質美財産区特別会計補正予算（第1号）
- 第21 議案第65号 令和4年度国保京丹波町病院事業会計補正予算（第1号）
- 第22 議案第66号 令和4年度京丹波町水道事業会計補正予算（第1号）
- 第23 認定第 1号 令和3年度京丹波町一般会計歳入歳出決算の認定について

- 第24 認定第 2号 令和3年度京丹波町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第25 認定第 3号 令和3年度京丹波町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第26 認定第 4号 令和3年度京丹波町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第27 認定第 5号 令和3年度京丹波町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第28 認定第 6号 令和3年度京丹波町土地取得特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第29 認定第 7号 令和3年度京丹波町育英資金給付事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第30 認定第 8号 令和3年度京丹波町町営バス運行事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第31 認定第 9号 令和3年度京丹波町須知財産区特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第32 認定第10号 令和3年度京丹波町高原財産区特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第33 認定第11号 令和3年度京丹波町桧山財産区特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第34 認定第12号 令和3年度京丹波町梅田財産区特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第35 認定第13号 令和3年度京丹波町三ノ宮財産区特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第36 認定第14号 令和3年度京丹波町質美財産区特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第37 認定第15号 令和3年度国保京丹波町病院事業会計決算の認定について
- 第38 認定第16号 令和3年度京丹波町水道事業会計決算の認定について
- 第39 議案第67号 令和4年度京丹波町一般会計補正予算（第3号）
- 第40 請願第 3号 食料危機のもとで、国産食料の増産、食料自給率向上、家族農業支援強化に関する意見書の提出を求める請願書

第4 1 発委第 4号 水田活用の直接支払交付金制度の見直し及び水田農業振興に関する意見書

第4 2 発委第 5号 交通網対策等特別委員会設置に関する決議

第4 3 閉会中の継続調査について

第4 4 議員派遣の件

## 2 議会に付議した案件

議事日程のとおり

## 3 出席議員（13名）

1 番 山 崎 裕 二 君

2 番 伊 藤 康 二 君

3 番 居 谷 知 範 君

4 番 谷 口 勝 巳 君

5 番 東 まさ子 君

6 番 山 田 均 君

7 番 畠 中 清 司 君

8 番 山 崎 眞 宏 君

9 番 西 山 芳 明 君

10 番 隅 山 卓 夫 君

11 番 松 村 英 樹 君

12 番 森 田 幸 子 君

13 番 梅 原 好 範 君

## 4 欠席議員（0名）

## 5 説明のため、地方自治法第121条の規定により出席を求めた者（26名）

町 長 畠 中 源 一 君

副 町 長 山 森 英 二 君

総 務 部 長 松 山 征 義 君

健康福祉部長 中 尾 達 也 君

産業建設部長	山内和浩君
企画情報課長	堀友輔君
総務課長	田中晋雄君
財政課長	山内明宏君
管財課長	堀内浩二君
税務課長	小山潤君
住民課長	久木寿一君
福祉支援課長	岡本明美君
健康推進課長	永海貴子君
子育て支援課長	木南哲也君
医療政策課長	豊嶋浩史君
農林振興課長	栗林英治君
商工観光課長	片山健君
土木建築課長	山内敏史君
上下水道課長	保田利和君
会計管理者	十倉隆英君
瑞穂支所長	中野竜二君
和知支所長	藤井雅文君
教育長	松本和久君
教育次長	堂本光浩君
学校教育課長	宇野浩史君
社会教育課長	村田弘之君

6 欠席執行部（0名）

7 出席事務局職員（3名）

議会事務局長	長澤誠
書記	山口知哉
書記	山本美子

開議 午前 9時00分

○議長（梅原好範君） 改めまして、皆さん、おはようございます。

本日の本会議は、出席者の入場前の検温、手指消毒を行い、出席者及び傍聴者におかれてもマスク着用としております。休憩中に感染防止対応のため、議場内の換気をさせていただきます。

また、水筒等での飲料の持込みを許可しております。

また、傍聴席におきましては、一定の間隔を取り配置しております。ご理解とご協力をよろしくお願いいたします。

ただいまの出席議員は13名であります。

定足数に達しておりますので、令和4年第3回京丹波町議会定例会を再開します。

直ちに本日の会議を開きます。

《日程第1、諸般の報告》

○議長（梅原好範君） 日程第1、諸般の報告を行います。

本会期中に、各委員会が開催され、提出議案の審査や所管事業及び付託議案等の審査が行われました。

9月20日に議会運営委員会が開催され、本定例会最終日の運営について協議されました。また、同日に全員協議会が開催されました。

京丹波町情報センターに対し、本日の本会議の収録データの編集、ケーブルテレビによる自主放送番組での放映を依頼しましたので報告します。

以上で諸般の報告を終わります。

《日程第2、諮問第2号 人権擁護委員候補者の推薦について》

○議長（梅原好範君） 日程第2、諮問第2号 人権擁護委員候補者の推薦についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梅原好範君） これをもって質疑を終わります。

お諮りします。

諮問第2号 人権擁護委員候補者の推薦について、原案の推薦者を適任とし、答申するこ

とにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(梅原好範君) 異議なしと認めます。

よって、諮問第2号は、原案の推薦者を適任とし、答申いたします。

《日程第3、議案第47号 京丹波町桧山財産区財政管理調整基金設置条例の制定について》

○議長(梅原好範君) 日程第3、議案第47号 京丹波町桧山財産区財政管理調整基金設置条例の制定についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑はありますか。

山崎君。

○1番(山崎裕二君) 第3条(管理)、基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。このことに関して質疑します。

委員会でもやりとりさせていただきましたが、少々深掘りさせていただいて、地方財政法の第4条の3第3項に、積立金は、銀行その他の金融機関への預金、国際証券、地方債証券、政府保証債権、その他の証券の買入れ等の確実な方法により運用しなければならないとあります。この条例の第3条の規定も、地方財政法の第4条の3の第3項に依拠してるというふうに私は思うんですが、その見解で間違いはないか答弁を求めます。

○議長(梅原好範君) 松山総務部長。

○総務部長(松山征義君) おはようございます。

それでは、お答えさせていただきます。

ただいま議員おっしゃいましたとおり、お酌み取りのとおりでございます。地方財政法第4条の3第3項に列挙されておりますそれぞれの内容、特に基金につきましては、預金に加えて、証券や債券での保管を想定しているところでございます。

以上です。

○議長(梅原好範君) ほかに質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(梅原好範君) これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

最初に、原案に反対者の発言を許可します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（梅原好範君） 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梅原好範君） これで討論を終わります。

これより議案第47号を採決します。

議案第47号 京丹波町桧山財産区財政管理調整基金設置条例の制定についてを原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

（全員 挙手）

○議長（梅原好範君） 挙手全員であります。

よって、議案第47号は、原案のとおり可決されました。

《日程第4、議案第48号 京丹波町梅田財産区財政管理調整基金設置条例の制定について》

○議長（梅原好範君） 日程第4、議案第48号 京丹波町梅田財産区財政管理調整基金設置条例の制定についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梅原好範君） これをもって質疑を終わります。

これより討論を行います。

最初に、原案に反対者の発言を許可します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梅原好範君） 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梅原好範君） これで討論を終わります。

これより議案第48号を採決します。

議案第48号 京丹波町梅田財産区財政管理調整基金設置条例の制定についてを原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

（全員 挙手）

○議長（梅原好範君） 挙手全員であります。

よって、議案第48号は、原案のとおり可決されました。

《日程第5、議案第49号 京丹波町三ノ宮財産区財政管理調整基金設置条例の制定について》

て》

○議長（梅原好範君） 日程第5、議案第49号 京丹波町三ノ宮財産区財政管理調整基金設置条例の制定についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梅原好範君） これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

最初に、原案に反対者の発言を許可します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梅原好範君） 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梅原好範君） これで討論を終わります。

これより議案第49号を採決します。

議案第49号 京丹波町三ノ宮財産区財政管理調整基金設置条例の制定についてを原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

（全員 挙手）

○議長（梅原好範君） 挙手全員であります。

よって、議案第49号は、原案のとおり可決されました。

《日程第6、議案第50号 京丹波町質美財産区財政管理調整基金設置条例の制定について》

○議長（梅原好範君） 日程第6、議案第50号 京丹波町質美財産区財政管理調整基金設置条例の制定についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑はありますか。

山田君。

○6番（山田 均君） 1点伺っておきたいと思います。

議案第47号、議案第48号、議案第49号から一緒でございますけども、今回制定する基金条例の中で、名称が、基金設置条例ということでわざわざ設置という文言が入っております。基金条例というのが通常だと思っておりますけども、設置条例と設置の文言を入れた何か理由はあるのかどうか1点伺っておきます。

以上です。

○議長（梅原好範君） 中野瑞穂支所長。

○瑞穂支所長（中野竜二君） 基金条例の名称でございますが、既に須知財産区並びに高原財産区の条例もございまして、そちらの名称と合わさせていただいたことでございます。

以上でございます。

○議長（梅原好範君） ほかに質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梅原好範君） これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

最初に、原案に反対者の発言を許可します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梅原好範君） 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梅原好範君） これで討論を終わります。

これより議案第50号を採決します。

議案第50号 京丹波町質美財産区財政管理調整基金設置条例の制定についてを原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

（全員 挙手）

○議長（梅原好範君） 挙手全員であります。

よって、議案第50号は、原案のとおり可決されました。

《日程第7、議案第51号 京丹波町職員の育児休業等に関する条例の制定について》

○議長（梅原好範君） 日程第7、議案第51号 京丹波町職員の育児休業等に関する条例の制定についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑はありますか。

山崎君。

○8番（山崎眞宏君） 第3条の育児休業法第2条第1項ただし書の条例で定める特別の事情で、育児休業法第2条第1項の条例で定めるとなってるんですが、ただし書がここにはないのはなぜかお伺いいたします。

○議長（梅原好範君） 田中総務課長。

○総務課長（田中晋雄君） お答えいたします。

今回、全部改正ということで、育児休業法の準則は出ておりますが、そういった準則は絶対ではございませんけども、今回は基本的に準則に沿った改正とさせていただいております。

なお、この育児休業法第2条第1項でございますが、基本的に育児休業の承認ができる場合の規定が定められてございます。

ただし書につきましては、事情等によりまして例外規定を設けているということでございます。ここになぜただし書がないのかということでございますが、これは少し推察の域を出ませんけども、見出しのただし書の分につきましては、法の規定を明確にするためだと理解しております。条文のところにつきましては、特定をする必要がないかなということで推察をしております。

以上でございます。

○議長（梅原好範君） ほかに質疑ありませんか。

東君。

○5番（東まさ子君） 今回の条例制定については、法律の改正に伴い、現行条例の全部改正ということでありまして。説明では、柔軟に取得するための改正だということでありましたけれども、本町の現状、育児休業の取得率というのはどういう状況になっているか分かりましたらお願いします。

○議長（梅原好範君） 田中総務課長。

○総務課長（田中晋雄君） 今年の8月31日現在の取得率といいますか人数でございます。正規職員で男性職員で1名、女性職員で5名ということでございます。任期付職員、それから会計年度任用職員につきましては、ゼロということでございます。

以上でございます。

○議長（梅原好範君） 森田君。

○12番（森田幸子君） 1点お伺いいたします。

10月からこうした施行になるんですが、全職員に対しての周知の方法とか、また理解していただくための方策などありましたらお聞きいたします。

以上です。

○議長（梅原好範君） 田中総務課長。

○総務課長（田中晋雄君） 周知ということでございます。一般質問でも少しお答えをさせていただいたかと存じますが、育児休業を取得するための出産等の状況が分かりました時点で、職員につきましては周知させていただいておりますし、会計年度任用職員等につきましては、

任用通知の段階でそういった取得ができるということも記載をさせていただいているところ  
でございます。

以上でございます。

○議長（梅原好範君） 森田君。

○12番（森田幸子君） 全職員への理解とかそのようなことも大事かと思うんですが、全職  
員に対しての周知の方法について、よろしくをお願いします。

以上です。

○議長（梅原好範君） 田中総務課長。

○総務課長（田中晋雄君） 管理職会議等で管理職を通じて全職員には周知をしておりますし、  
それから、庁内のメール等につきましても、周知をさせていただいているということでござ  
います。

以上でございます。

○議長（梅原好範君） 森田君。

○12番（森田幸子君） 管理職は当然もとより、しっかり理解していただきたいのですが、  
全職員にもこのようになったということを理解していただく中で、休みが取りやすい方法に  
流れを取っていただきたいと思いますが、その点お伺いいたします。

○議長（梅原好範君） 田中総務課長。

○総務課長（田中晋雄君） おっしゃるとおり、全職員には周知が大事だというふうに考えて  
おります。今後も、引き続き、職員には周知を図ってまいりたいというふうに考えておりま  
す。

以上でございます。

○議長（梅原好範君） 東君。

○5番（東まさ子君） 今、育児休業のいろんな周知をしていくということでありましたけれ  
ども、取得しやすくするための取組というのは特別に何かされるのか。今の森田議員の質問  
に重なるかも分かりませんが、何かそういう取組というのはあるのかお聞きをしてお  
きたいと思います。

○議長（梅原好範君） 田中総務課長。

○総務課長（田中晋雄君） 出産を控えました職員等につきましては、そういった育児休業等  
の制度が記載されたパンフレットをお渡しさせていただいているようなことでございます。

以上でございます。

○議長（梅原好範君） 山崎君。

○1番（山崎裕二君） 今の森田議員、東議員に関わるんですが、全職員への周知の方法ということで、先ほど総務課長から庁内へのメール発信ということをお願いしていたと思うんですが、まずそれで全職員の周知といったところは図っていただいている手段として確認です。そして、全職員に周知するということは、周りの理解といったところを得て、今後そういう形で育児休暇を取っていただくというように、周りの理解といったところも求めていく意味で、全職員に発信することが大事だと思っておりますので、そういったところも踏まえて、一応確認の答弁をお願いします。

○議長（梅原好範君） 田中総務課長。

○総務課長（田中晋雄君） 周囲の理解といいますか、職場環境も1つだというふうに考えております。そういった意味でも、出産を控えた職員でありますとか、育児休業等を取得している職員でありますとか、そういった職員もまた取得しやすい環境づくりも大事だというふうに考えております。そういった意味で、周知も当然さることながら、そういう環境づくりも努めてまいるといことでございます。

以上でございます。

○議長（梅原好範君） 山田君。

○6番（山田 均君） 私もお尋ねをしておきたいと思うんですけども、第22条の関係でございまして。育児休業を取得しやすい勤務環境の整備に関する措置ということで、第22条では3項目あります。10月1日からということでございますし、研修の実施とか、相談体制とか、勤務環境の整備に関する措置ということになってるんですけど、具体的に、本町としては、どのような考えでこの第22条に取り組むのか伺っておきます。

○議長（梅原好範君） 田中総務課長。

○総務課長（田中晋雄君） 新規制定ということでございますけども、これにつきましては、少し従前の法改正の部分が明文化されてなかったということもございまして。

しかしながら、取組といたしましては、先ほどから答弁をさせていただいているようなことで、研修等につきましては、毎年ということにはなってございませんけども、今後につきましてもそういったところも明文化いたしまして、取組を進めてまいりたいということでございます。

以上でございます。

○議長（梅原好範君） 山田君。

○6番（山田 均君） これまでから取り組んでいるというようなことでございますけども、具体的に、研修の実施については、全職員を対象にするということなのか。どういう見解で

研修会の実施か。それから、相談体制の整備というのは、具体的にはどういうように考えておられるのか。また、勤務環境の整備に関する措置ということがあるわけですが、この点については、今の時点では何も具体的な取組の考え方はないのか。10月1日からでございますし、条例が制定されると、当然、この条例に基づいて実施して、取組をせんなんということになると思います。この条文から言うと、次に掲げる措置を講じなければならないということになっておりますので、当然この3項目について実施していくということになると思うんですけども、もう少し具体的な考え方があれば、現時点であるのかないのかということも、もう一度伺っておきたいと思います。

以上です。

○議長（梅原好範君） 田中総務課長。

○総務課長（田中晋雄君） 研修につきましては、少しまだ具体化はできておりません。

それから、育児休業に関する相談体制でございます。これにつきましては、一義的には、うちの人事秘書係を通じてということが一番入り口かなということがございますが、それぞれの管理職も含めて、そういった相談体制を確立していきたいというふうに考えております。

それから、勤務環境の整備に関する措置でございます。これは先ほどご答弁させていただいたと思いますが、取得をしやすい環境づくりというのは、今も取り組んでいるというふうに認識をしておるわけでございますので、そういった意味で、引き続き措置を講じてまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（梅原好範君） ほかに質疑ありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梅原好範君） これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

最初に、原案に反対者の発言を許可します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梅原好範君） 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梅原好範君） これで討論を終わります。

これより議案第51号を採決します。

議案第51号 京丹波町職員の育児休業等に関する条例の制定についてを原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

(全員 挙手)

○議長（梅原好範君） 挙手全員であります。

よって、議案第51号は、原案のとおり可決されました。

《日程第8、議案第52号 京丹波町議会議員及び京丹波町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例の制定について》

○議長（梅原好範君） 日程第8、議案第52号 京丹波町議会議員及び京丹波町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（梅原好範君） これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

最初に、原案に反対者の発言を許可します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（梅原好範君） 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（梅原好範君） これで討論を終わります。

これより議案第52号を採決します。

議案第52号 京丹波町議会議員及び京丹波町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

(全員 挙手)

○議長（梅原好範君） 挙手全員であります。

よって、議案第52号は、原案のとおり可決されました。

《日程第9、議案第53号 京丹波町手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定について》

○議長（梅原好範君） 日程第9、議案第53号 京丹波町手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑はありますか。

山田君。

○6番（山田 均君） 1点伺っておきたいと思うんですけども、コンビニ交付の関係で、今回、所要の改正を行うということで、コンビニでは、当然手数料が要るということになってますけども、手数料の料金というのはどこで決まるといいますか、窓口と同じ金額ということなのか。コンビニの手数料を含めた金額になるのか伺っておきたいと思います。

○議長（梅原好範君） 久木住民課長。

○住民課長（久木寿一君） 今回の条例につきましては、コンビニ等でマイナンバーカードを使って、本町ですと住民票の写し及び印鑑登録証明書の発行をするものでございまして、その手数料につきましては、この条例の規定に基づく額、例えば本庁の窓口で申請された場合と同じ額、住民票の写しですと300円、印鑑登録証明書ですと300円、いずれも同額を徴収させていただきます。

以上です。

○議長（梅原好範君） 山崎君。

○1番（山崎裕二君） 手数料徴収条例、今回のコンビニでの発行に関わってではなく、例規に関わって、第5条と第6条が、今回、新旧対照表で改正対象になっているということですが、第6条には、見出しがないんです。第6条に見出しがないというのは、第5条と共通見出しという認識で、あえて第6条には見出しを付けなかったのか。

さらに言うならば、第6条にあえて見出しを付けるなら、第5条が免除等であるのに対して、第6条は、減額し、または免除するということですので、減免等という見出しをつけることができたかなと思うんですが、そういったところに関して、どういったいきさつで見出しがないということになっているかの答弁を求めます。

○議長（梅原好範君） 田中総務課長。

○総務課長（田中晋雄君） 見出しの件でございます。議員おっしゃるとおり、見出しといいますのは、原則、各条に付けていくというのが通例でございますが、内容等が2つ以上連続するという場合につきましては、先ほどおっしゃったような共通見出しというものを付けることが可能ということになっております。

したがって、今回の条文等につきましては、第5条の免除等という等のところを読んでいるかなというふうに推察するわけなんですけど、そういったところで共通見出しという整理をさせていただいて、第5条と第6条を列記させてもらったということで理解をしております。

以上でございます。

○議長（梅原好範君） ほかに質疑ありますか。

山田君。

○6番（山田 均君） 住民の方がコンビニでこれを利用して取得する場合には、窓口と同じ料金ということでございますけども、本町がコンビニに支払うのはどういうことになっているのか。何%ということになっているのか。1件幾らということになっておるのか。その点について伺っておきたいと思えます。

○議長（梅原好範君） 久木住民課長。

○住民課長（久木寿一君） コンビニ交付に係る契約ですが、地方公共団体情報システム機構、それからコンビニ事業者とでコンビニ交付に係る契約を締結するわけですが、コンビニ等の事業者に対しましては、1件当たり117円の委託手数料を支払うということになっております。

○議長（梅原好範君） ほかに質疑ありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梅原好範君） これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

最初に、原案に反対者の発言を許可します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梅原好範君） 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梅原好範君） これで討論を終わります。

これより議案第53号を採決します。

議案第53号 京丹波町手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定についてを原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

（全員 挙手）

○議長（梅原好範君） 挙手全員であります。

よって、議案第53号は、原案のとおり可決されました。

《日程第10、議案第54号 京丹波町須知財産区財政管理調整基金設置条例の一部を改正する条例の制定について》

○議長（梅原好範君） 日程第10、議案第54号 京丹波町須知財産区財政管理調整基金設

置条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(梅原好範君) これ以て質疑を終わります。

これより討論を行います。

最初に、原案に反対者の発言を許可します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(梅原好範君) 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(梅原好範君) これ以て討論を終わります。

これより議案第54号を採決します。

議案第54号 京丹波町須知財産区財政管理調整基金設置条例の一部を改正する条例の制定についてを原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

(全員 挙手)

○議長(梅原好範君) 挙手全員であります。

よって、議案第54号は、原案のとおり可決されました。

《日程第11、議案第55号 京丹波町高原財産区財政管理調整基金設置条例の一部を改正する条例の制定について》

○議長(梅原好範君) 日程第11、議案第55号 京丹波町高原財産区財政管理調整基金設置条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(梅原好範君) これ以て質疑を終わります。

これより討論を行います。

最初に、原案に反対者の発言を許可します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(梅原好範君) 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（梅原好範君） これで討論を終わります。

これより議案第55号を採決します。

議案第55号 京丹波町高原財産区財政管理調整基金設置条例の一部を改正する条例の制定についてを原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

（全員 挙手）

○議長（梅原好範君） 挙手全員であります。

よって、議案第55号は、原案のとおり可決されました。

《日程第12、議案第56号 令和4年度京丹波町一般会計補正予算（第2号）》

○議長（梅原好範君） 日程第12、議案第56号 令和4年度京丹波町一般会計補正予算（第2号）を議題とします。

これより質疑を行います。

質疑はありますか。

森田君。

○12番（森田幸子君） 1点お伺いいたします。

34ページであります。

委員会でも質問させていただきましたが、瑞穂小学校に通級指導教室が設置されるとのことで、教材備品が購入される予定となっております。町内の小中学校の通級指導教室の設置の状況についてお伺いいたします。

以上です。

○議長（梅原好範君） 宇野学校教育課長。

○学校教育課長（宇野浩史君） それでは、お答えをいたします。

京丹波町内の通級指導教室でございますが、丹波ひかり小学校に1教室、瑞穂小学校に1教室、蒲生野中学校に1教室であります。

以上でございます。

○議長（梅原好範君） 森田君。

○12番（森田幸子君） 他の学校としては必要とする児童がいるのかいないのか。その必要とする児童はどのような体制で授業を受けているのかお伺いいたします。

○議長（梅原好範君） 宇野学校教育課長。

○学校教育課長（宇野浩史君） それでは、お答えをいたします。

町内8つの小中学校でございますが、通級指導教室に通う児童生徒というのはおりまして、

丹波ひかり小学校の通級指導教室につきましては、丹波ひかり小学校の児童、竹野小学校の児童、下山小学校の児童、和知小学校の児童が通っております。瑞穂小学校につきましては、瑞穂小学校の児童が通っております。蒲生野中学校につきましては、3中学校から蒲生野中学校へ通うということになっておりますが、現在、蒲生野中学校の生徒が蒲生野中学校の通級指導教室に通っているという状況でございます。

以上でございます。

○議長（梅原好範君） ほかに質疑ありますか。

山田君。

○6番（山田 均君） 歳出の36ページ、38ページに災害復旧事業の予算が計上をされております。特にお尋ねしておきたいのは、農林漁業事業補助金ということで、国の災害復旧に該当しない分について、その限度額というのは、建設関係も農林関係も60万円以上が国の災害復旧工事に該当して、それ以下は農林漁業事業補助金ということか、まず確認の意味でお尋ねしておきたい。

それと、今回の集中豪雨は、局地的でございまして、特に町内全体から見ましても、一部地域に限定されたような感じになっておるわけでございます。そういう中で、集中的に災害が多かった集落もあろうと思うんですけども、具体的に件数としては1つの集落でどれぐらいの件数を町のほうへ届けられておるのか伺っておきたいと思えます。

以上でございます。

○議長（梅原好範君） 栗林農林振興課長。

○農林振興課長（栗林英治君） まず、災害の関係でございますけれども、農林の国の災害事業に係るものにつきましては、40万円以上のものが対象になるということでございます。そうした中で、委員会等でも申し上げましたけれども、農地で15か所、農業用施設で7か所が、今回、国の事業に向けて、現在事務を進めているところでございます。

今回の災害で農林関係でご報告があったところで一番多かったところでございますけれども、多い区につきましては56か所の災害があったと区のほうから報告を受けているところでございます。

以上でございます。

○議長（梅原好範君） 山内土木建築課長。

○土木建築課長（山内敏史君） 土木に係ります災害の件数を報告させていただきます。

まず、補助災害復旧工事に係る分ですけれども、道路が9か所、準用河川が5か所、普通河川が1か所となっております。その内訳としましては、丹波地区が2路線、1河川。瑞

穂地区が7路線、5河川となっております。

あと、単独災害復旧工事に係る分ですけれども、全部合わせて道路24か所がございます。その内訳としましては、瑞穂地区が21か所、丹波地区が3か所となっております。町道の路線数としては19路線となっております。

あと、補助災害復旧工事に係ります査定金額につきましては、土木の公共災害につきましては60万円以上となっております。それ以下につきましては、単独災害復旧工事という扱いとしております。

以上でございます。

○議長（梅原好範君） 山田君。

○6番（山田 均君） 町長にお尋ねをしておきたいと思うんですけども、今回、7月3日の豪雨災害は、報告もありましたように、これまでにない局地的な豪雨でありました。テレビでも100ミリという報道も流されたり、町の報告では、89ミリなり88ミリということで、かつてない集中的な豪雨でありました。特に今回の災害の場合には、今もありましたように、一定の集落などに集中しているわけです。1つの集落で56か所の報告があったということでございます。今、町の考え方としては、農林の関係でしたら、40万円以下を地元で災害復旧をするということになっておりまして、その町の負担というのは、農林漁業振興事業補助金を使って50%を出すということになっておりますが、激甚の場合でしたら9割ということになっておるわけでございます。今回こういう集中豪雨が来て、いわゆる激甚災害に匹敵する雨量だったと思うんですけども、そういう災害に対し、町長は、町として補助率を上げて支援をしようというような考え方、検討はされたのかどうか伺っておきたいと思っております。

○議長（梅原好範君） 畠中町長。

○町長（畠中源一君） 今回、激甚災害にならなかったということで、通常の補助率を適用した災害対応とさせていただきます。検討ということには、そこまで深掘りはしておりませんが、現状で一つよろしくお願ひしたいということでございます。確かに、災害の復旧については、速やかに復旧しなければならないし、しかし、それにつけても、受益者負担の皆様方については、大変ご心労をおかけするわけでございますけれども、財政状況等を鑑みますと、やはり通常の補助率適用ということが、はっきり言いまして精いっぱい状況でございます。ただし、今回は単独災害が非常に多いということにつきましては、財政支援を何とか町に対して行っていただくことができないかということも併せまして、実は、昨日21日ですが、京都府知事、副知事、また、建設交通部長、農林水産部長、総務部長に窮状を訴

え、支援の要請をしたところでございます。

以上です。

○議長（梅原好範君） 山崎君。

○8番（山崎眞宏君） 1点お伺いいたします。

26ページの予防費の新型コロナワクチン予防接種事業の件なんですが、コロナの予防接種は一旦終わってると思うんですが、子どもの予防接種というのはどうなっているのかお伺いいたします。

○議長（梅原好範君） 永海健康推進課長。

○健康推進課長（永海貴子君） 小児の予防接種についてですが、小児につきましては、初回接種の1回目、2回目というのが今年の3月、4月で終わらしまして、今現在、3回目という国からの指示により、初回接種の1・2回目接種の終わった方につきましては、個人に通知を出しまして、京丹波町病院で対応していただいているところです。

以上です。

○議長（梅原好範君） 山崎君。

○8番（山崎眞宏君） 京丹波町病院で今対応されているとのことですが、ちょっと聞くところによりますと時間が早く、学校の授業がぎりぎり終わってない時間で病院が終わってしまうというようなことを聞いたんですが、その辺の対応は大丈夫なんでしょうか、お伺いいたします。

○議長（梅原好範君） 永海健康推進課長。

○健康推進課長（永海貴子君） その点につきましても、京丹波町病院に確認をしております。今現在、小児科の接種がありますのが月曜日、金曜日というふうに聞いておまして、金曜日につきまして、若干受付時間が早いと聞いております。その情報も得まして、何とか学校が終わってからの時間にならないかということで、今調整をしております。ただ、いろんな種類のワクチン接種がある中で、今現在、子宮頸がんのワクチンを高校生とかに打つために、若干夕方時間を空けているというのもありますので、今後、申込みの状況により調整をしていくということで、京丹波町病院と今調整中という回答になります。

以上です。

○議長（梅原好範君） 山田君。

○6番（山田 均君） 町長から京都府へ昨日要請に行ったということでございました。反応と申しますか、府の考え方はどうであったのかということと併せて、地元負担が非常に大きいということも今言われたわけでございますけれども、今の農家の現状としては、土地の所有

者と耕作者が違うということもありますし、誰が負担をするかという問題も当然出てきておるわけでございますので、こういうことによって農地が荒廃をしたり、耕作放棄をしたり、そういうことも非常に危惧するわけでございます。やはり京都府や国に対して要請をするということは非常に大事だと思いますし、私はこれについては再三要請に行くべきだと、あの手この手というのもおかしいわけでございますけども、やはり粘り強く要請をして、そういう支援を受けて、そして、農家の負担を軽減させるという決意で私はやるべきだと思うんですけども、今後の取組についてどうのように考えておられるのか。また、一定の支援を受ければ、農家への負担軽減に回すという考え方があるのかどうか併せて伺っておきます。

○議長（梅原好範君） 畠中町長。

○町長（畠中源一君） まず、昨日、先ほど言いましたように、知事、副知事、その他関係諸部長に対して現状を訴え、支援を要請したところでございますが、やはり京都府といたしましても、現行の制度の枠の中での支援ということにこだわらざるを得ないということでございます。つまり、先ほど言いましたように、土木なら公共土木災害ということで60万円、また、農林については40万円、そういった国の1つの規定というものについては、やはりこれを崩すことはできないということでございます。その他支援を要請するのは、やはり何とんでも特別交付税を増額していただきたいということでもあります。これにつきましても、総務部長からなかなか楽観は許されないということでありました。昨年度は、国の特別交付税措置は少し多かったんですが、今年はさほど昨年ほどの増額はされてない、総額確保はされてないという中での取り合いになるわけです。全国的にも14号台風もございましたし、また今後、積雪ということもございます。そういったことを考え合わせますと、はっきりした答えはなかなか頂けないということで、とにかく努力を、それはもう最大限努力をいたしますというお答えでございました。それ以外に、災害の在り方について、やはり京都府だけでなしに、今、対応はまるで違ってきている。災害の状況そのものが以前の国等が想定した災害のありようというのは根本的に変わってきている。そこをやはり議論する必要がある。それは京都府だけではなしに、国全体での国土強靱化といった意味での話なんです。今回ありましたように、集中豪雨が突然やってくる。台風なら、ある程度予測に基づいた災害というのはあって、それに対する体制というのは整っていくわけですけど、今回のようなゲリラ豪雨については、本当に予測不可能な場合についての災害にどう対応するかということの議論と対応の仕方というのをしっかり考える必要がありますねということも昨日も副知事とも議論をし、副知事もそういう認識でありました。ですから、これからの方向性としては、やはり根本的に国全体として、この対処の仕方というのは議論をして、その上に立って財政支

援というのはより増額していただくような議論を巻き起こさなければならない。それに対して私どももしっかりと国や府に対して要請、要望活動を行ってまいりたいと思っております。以上です。

○議長（梅原好範君） ほかに質疑はありますか。

居谷君。

○3番（居谷知範君） 今回の一般会計補正予算、ページでは19ページから20ページになりますが、個人番号カード交付事務事業に機器物品等借上料が20万3,000円、会計年度任用職員人件費に128万3,000円が計上されております。これは先日の教育福祉常任委員会で確認をさせていただきましたところ、マイナンバーカードの申請をサポートするためのタブレット2台、5か月分の借上げ費用と、申請サポートのための職員1名の雇用を見込んだものであるというお答えをいただきました。

京丹波町におきましては、8月末現在でマイナンバーカードの申請率が38.7%ということで、現在、政府が今年度末までに国民ほぼ全てに行き渡るようにという目標を掲げております中で、申請率としては、京都府内では下から3番目の非常に低い数字であるという厳しい現状の報告も併せていただきました。

そのような状況の中で、同じく委員会の中で、中尾健康福祉部長をトップとする専門チームを立ち上げ、補正予算に計上されておりますタブレットを用いて専任職員を配置して、細やかに取得率の向上を図っていくというお話もありました。

また、一昨日、総務省からも、本年9月末がマイナポイント第2弾を取得するためのマイナンバーカード申請期限を12月末まで延長するという決定もされておまして、取得率の向上を目指す上で非常によい契機であると思うわけですが、改めまして、町としての取組のスケジュール、それと専任チームの具体的な方策、また、広報の方法などにつきまして、ご答弁をいただければと思います。

○議長（梅原好範君） 中尾健康福祉部長。

○健康福祉部長（中尾達也君） まず、マイナンバーカード普及促進のための取組ということでございまして、居谷議員おっしゃいましたように、普及促進の対策チームというのを私をはじめ各部長、それから、事務を担っております住民課職員を中心として編成したところでございます。

本庁での申請受付業務は、引き続いて実施をさせていただくとともに、申請受付対応用のタブレットを活用しまして、出張申請サポートも実施し、推進を図っていきたいというふうに考えております。

現在の予算計上しております申請受付対応タブレットにつきましては、導入に一、二か月程度を要するというようなことも聞いておりまして、少し先になってしまうかも分かりませんが、まずは、現在申請をされる方がお持ちの個人の所有のタブレットやスマートフォンを利用して、申請手続をサポートする方法で進めてまいりたいと思っております。タブレットが入りましたらタブレットを使いまして、同様の申請事務を行っていききたいというふうに考えております。

また、具体的な方法ということでございますけれども、事前に広報等でお知らせをした上で、地域あるいは個人、それから隣近所の方々、あるいはサークルや団体、そうしたところにも要請があった場合に出向かせていただきまして、申請をサポートしていききたいというふうに考えておりまして、できる限りの早期の普及に努めてまいりたいと思っております。

また、広報につきましては、従来からあります広報紙、それからケーブルテレビ、また文字放送等々を活用しまして、広く住民の皆様呼びかけ、推進を図ってまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（梅原好範君） 畠中町長。

○町長（畠中源一君） 今ご質問賜りましたマイナンバーカードの普及でございますが、今日も新聞報道がございました。全国的には平均で51%ぐらいだと書いてありましたが、実は、京丹波町はそこまで達しておりません。これは非常に寂しいことでございます。実は、昨日も府庁へ行ったときに、京都府からも、ぜひ京丹波町は頑張りたいという逆要請を受けたというところでございます。このことにつきましては、政府の大方針として、今、本当に積極的に政府自身が進めている中で、京丹波町自身もやはりせめて全国平均には早急にレベルを上げていかなければならないと思っておりますので、ぜひこの場を借りて、議員の皆様方、そして町民の皆様方に私のほうからご協力をよろしくお願い申し上げます。どうかよろしく願いいたします。

以上でございます。

○議長（梅原好範君） ほかに質疑ありますか。

伊藤君。

○2番（伊藤康二君） 26ページの下段、有害鳥獣対策事業でございますが、936万円の補正が出ています。昨今、農業に関しましては、いろいろと昨年度から米価下落とか肥料高騰、いろんなことがあって大変厳しいところへ持ってきてまして、有害鳥獣で作ったものが全てやられてしまったりして、生産者といたしましても、大変がっかりして辞めてしまう。私

も丹波マーケスのうるおい館のほうで朝市の会員になってまして、いろいろとお年寄りの方からそういうご意見を聞かせていただきます。そんな中で、900万円というようなお金で、全町からしたら大したお金ではないとは思いますが、もう少し有害鳥獣に徹底的にできるような対策ができれば、被害ももう少し食い止めて、農業が活性化するのではないかと思います。そういう点から、有害鳥獣被害のネットとか電柵とかいろいろありますけども、もう少し簡略化して、誰でもが簡単に補助金を受けられるようなことにならないか。今ですとやっぱり農事組合を通したり、何人かで組んでやらなければならないような状況になってると思うんです。その点をもうちょっと簡略化してもらえなと思っております。そういうことでちょっと質問させていただきます。よろしく。

○議長（梅原好範君） 栗林農林振興課長。

○農林振興課長（栗林英治君） まず、今回の補正予算の関係でございますけれども、936万円を計上させていただいておりますのは、今般の7月豪雨の災害復旧に係る助成の分を上げさせていただいておるということで、ご理解賜りたいというように思っております。

今もございましたように、有害鳥獣対策全般につきましては、町内で大きな被害が発生しておるということで、町の農林関係の一番重要な施策というように考えておまして、全体の予算を見ますと当初予算の金額も見ていただきますとかなりの費用を計上させていただいておるところでございます。伊藤議員からもございましたように、担当課といたしましても、その辺のところは十分把握をしておりますし、また、事業の申請につきましても、個人の方も対応できるような形で申請は受付を行っているところでありますけれども、集落、それから団体と個人様の申請では、補助率は若干変更させていただいております。やはり補助事業ということで、一定の申請にかかります書類等については、必要なものもございますので、できるだけ事務の簡素化は図っていきたいとは考えておりますけれども、今後またその辺のところにつきましては、研究をしてまいりたいというように思っているところでございます。以上でございます。

○議長（梅原好範君） 山崎君。

○1番（山崎裕二君） 3点お伺いします。

3つとも項目を言っておきますと、10ページの基金の2分の1以上の積立てに関わってと、16ページほかいろいろなところにあるんですが、水道光熱費、町営バスなんかでも燃油代の高騰といった、物価高騰に関係する部分です。あと、居谷議員からもありましたように、20ページのマイナンバー、この3つに関して質疑します。

まず、1つ目ですが、基金2分の1以上積み立てなければいけないという話で、地方財政

法第7条の要請に基づいてやるということ、一般会計では毎年徹底してやっていただいているんですが、5年前にも、中尾部長が総務課長のときにやりとりさせてもらったことがあるんですが、公営企業に関しては、また第7条第3項に規定がありますので別として、ほかの特別会計、財産区特別地方公共団体といったところに関して、適用するのはちょっと無理があるのではないかなというふうに私は思います。そこに関しての考え方をどのようなものを持っていたのかといったところの答弁をまず1点求めたい。

それと、16ページほか水道光熱費、これに関しても新電力の導入をしたらどうかという話もいろいろ出てきますが、新電力を導入しても、撤退する企業が出てきてたり、城陽市では、新電力と契約してたところが3割ぐらい値段を上げてくれとかそんな話になったりして、なかなか打つ手がない中で、町としても四苦八苦してるし、燃油代に関してもそうですし、10月1日からは最低賃金も上昇するといったところが物価高騰の影響として考えられると思います。

この中で、町のほうでは一般会計、そして特別会計でいろいろな補正が上がってくるわけなんです、町が事業を委託している事業所等に関して、かなり委託費が切迫しているのではないかとといった状況があるのではないかと思います。こういったところも、11月、12月の地方創生臨時交付金の物価高騰対策といった形で事業者支援ができるようですので、そういったところにも目を向けていく、地方創生臨時交付金を活用していくといったことも考えていく考えはないのかといったところが第2点です。

そして、マイナンバーに関してですが、先ほど来、いろんな話が出てますが、申請の期日が延びたとかいうあめの部分が出てきたと思ったら、昨日、同じようにむちの部分が出てきて、来年度、3つの交付金を再編して、デジタル田園都市国家構想交付金の一部をマイナンバーカードの取得率が全国平均以上でなければ、受給を申請できない仕組みにするといったような報道がありました。6月にも普通交付税に関して、当時の総務大臣がマイナンバーカードの普及率が高ければ、それに対するデジタル財政需要も高まるということで、基準財政需要額を上積みしていく。しかし、取得率が低かったとしても下げることはないといったことがあって、そういうのが1つの流れかなと思っていたところでこういうのが出てきたというところがあります。今回、まず、デジタル田園都市国家構想交付金といった流れについて、どういった情報をキャッチされているのか、改めて答弁をいただければと思います。

以上です。

○議長（梅原好範君） 山内財政課長。

○財政課長（山内明宏君） まず、1点目でございます。

地方財政法第7条の関係でございますけども、地方財政法第7条につきましては、2分の1を下らない金額は、これを剰余金を生じた翌々年度までに積み立て、また償還期限を繰り上げて行う地方債の償還の財源に充てなければならないといった処理を行うということでございます。一般会計につきましては、2分の1以上の積み立てを実施しているわけでございますけども、特別会計におきましては、おのあの会計の状況がございまして、具体的に言いますと、例えば後期高齢者医療特別会計でございますと、前年度繰越金は、広域連合に支払います納付金に全額充てるということになっております。

また、介護保険特別会計におきましても、大部分が国・府の返還金ということになっておりまして、2分の1以上の積み立てができないということになりますので、本町の考え方としましては、特別会計につきましては、おのあの事情がございまして、そういった2分の1以上の積み立てを行っていないという状況でございます。

次に、2点目でございます。

新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の関係でございますが、昨今も、電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援地方交付金といった名目で臨時交付金がまた交付されるという通知がございまして、全国的には6,000億円ということとなっております。本町におきましても、約6,000万円程度が交付されるのかなというふうに考えております。そういった中でも、医療介護施設等のそういった高騰分に対しても支援が行えるということになっておりますので、また今後の補正予算の中で対応してまいりたいというふうに考えております。

3点目でございますけども、マイナンバーカードにつきましては、まず普通交付税の算定に反映ということが6月の段階でしたか報道がされております。それにつきましては、地域のデジタル化に係る財政需要を的確に反映するという指標との観点から、令和5年度から検討していくということになっております。

それと、もう1点、デジタル田園都市国家構想交付金ということでございます。この交付金につきましては、移動通信システムなどのデジタル技術を活用した地域活性化事業を支援する目的の交付金ということになっておりますが、こういったマイナンバーカードの取得率が全国平均以上でなければ、受給を申請できない仕組みになるということの報道がございました。今のところは具体的な通知等はまだ来ておりませんので、こういった新聞報道の内容の段階ということでご理解いただきたいというふうに思います。

以上でございます。

○議長（梅原好範君） 松山総務部長。

○総務部長（松山征義君） 最後のデジタル田園都市国家構想交付金なり普通交付税の話ですが、今財政課長が答弁をさせていただいたとおり、非常に流動的ということでございます。国のほうにつきましては、これから新年度の地方財政対策の策定に向けまして、そこには地方交付税なり、そういった全体的なフレームづくりという作業も入っております。国のほうでは、ただいま各省庁が概算要求を行っておりましたり、これから年末に向けまして、そういった地方財政対策の策定に向けての動きがこれから加速化していくということになるかと思っております。町といたしましても、京都府等を通じまして、いろんな情報を把握するといったところで、今後、年末に向けまして、本町の新年度予算の編成もございますので、情報収集に努めてまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（梅原好範君） 東君。

○5番（東まさ子君） 16ページ、総務課の人件費3,475万4,000円、また、20ページには、福祉支援課の人件費マイナス5,644万9,000円ということであります。職員体制について、町部局から報告がありましたが、正規職員については、当初211名であったのが補正後は213名、会計年度任用職員のフルタイムは、当初11名が補正後は10名に、会計年度任用職員のパートタイムは、当初225名が227名という説明があったわけであります。正規職員は2名増加ということですが、総務課、あるいは福祉支援課の補正でありますけれども、これはどういうふうになっているのか。また、2名増加ということですので、どこに配属されているのかお聞きをしておきたいと思っております。

それから、例えば18ページでありますけれども、会計年度任用職員の社会保険料が社会保険から共済組合へ加入となる措置なのかお聞きをしておきたいと思っております。

以上です。

○議長（梅原好範君） 田中総務課長。

○総務課長（田中晋雄君） 人件費のお話でございますが、9月補正につきましては、当初の段階では人事異動がされておられませんので、それを4月の人事異動に合わせて、それぞれ会計ごとに精査をさせていただいて補正を上げさせていただくのが大前提でございます。今回、総務費で2名増加というふうになっておるんですが、それにつきましては、10月1日に採用いたします職員の人件費をここに計上させていただいておまして、配属先につきましては、その段階ではまだ決定しておられませんので、この総務費に上げさせていただいたということでございます。

それから、社会保険料のお話があったかと思っておりますが、これにつきましては、10月1日

から制度が変わって、会計年度任用職員のパートタイムにつきましても、社会保険から共済へ加入できるということになりました。したがって、それに伴います共済負担金の計上を9月補正でさせていただいたということでございます。

以上でございます。

○議長（梅原好範君） ほかに質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梅原好範君） これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

最初に、原案に反対者の発言を許可します。

山田君。

○6番（山田 均君） ただいま提案されております議案第56号 令和4年度京丹波町一般会計補正予算（第2号）について、討論を行います。

今回の補正予算は、7月3日の局地的豪雨災害への復旧工事等に係る予算が3億6,052万7,000円になっています。そのほかに基金に1億8,300万円の積立て、障害者自立支援事業に4,377万8,000円、また、新規就農育成総合対策事業、消防団活動運営費事業、小学校教育振興一般事業が主な補正予算の内容です。今回の補正予算は、7月3日の集中豪雨被害の復旧工事等に係る費用が補正額の53.9%を占める補正となっております。町道や河川等の復旧工事は地元負担がありませんが、農林関係の災害復旧工事には地元負担が伴います。国の災害復旧工事は、工事費が40万円以上が対象で、その3割の地元負担がこの場合でも必要であります。

今回の災害は、激甚災害に匹敵する雨量がありました。テレビの画面にテロップが流され、京丹波町南部に100ミリ、記録的短時間大雨情報が出されるなど、これまでに経験したことのない豪雨でした。町が発表しました1時間当たりの最大雨量でも、丹波で89ミリ、瑞穂で88ミリとなっています。今回の豪雨は、局地的で幸い被害を受けなかった地域や集落もありますが、集中的に被害を受けた集落の中で40か所、また56か所という報告もありましたけども、そういう集中的な被害を受けた集落もあります。特に、農地・農業用施設、林道作業道の復旧には地元負担が生じるために、地元負担の捻出に苦慮されている集落もあります。中山間支払交付金や多面的機能交付金の活用を指導されておりますが、限られた財源では負担し切れません。農地の所有者、関係者に負担を求めても負担をしてもらえるのか。農地の耕作放棄、農業施設を放棄するところがあると心配もされております。これでは荒廃が一層進むことが懸念されます。

今回の災害復旧に対する町長の姿勢が問われております。高齢化で小規模農家を中心に営々と農地を耕作し、維持管理している農家に対し、現在ある制度、農林漁業関係補助金の活用を提案しておりますが、これでは不十分です。耕作放棄地がさらに増加することは明らかです。

今回の豪雨は、これまで経験したことのない時間雨量が89ミリ、88ミリであったことや、局地的ではありますが、一部地域に被害が集中していること。今回のような局地的豪雨災害が今後も起きることも想定して、地元負担の軽減策を実施することが必要です。負担軽減を実施して、農家や農業者を激励し、耕作意欲を減退させないことを強く求めるものであります。町長は、京都府への要望にも行ったということですが、何としても負担軽減を図るべきであります。

あわせて、個人番号カード交付事業について指摘するものです。国は、マイナンバーカードの推進を強力に推進しようとしております。今日の新聞でも、異例の手法、努力を促すということで、推進の低い市町村へのペナルティーを科すようなそういう報道もされております。法律では、マイナンバーカードが住民基本台帳に記載されている者の申請に基づき、発行、そして交付されると定めています。マイナンバーカードを申請するか否かは住民の任意です。カードの交付を申請しない選択をした住民が不便を感じて、申請せざるを得ないような生活環境を国が整備することは番号法に違反すると指摘する専門家もいます。個人情報が一元化されることになり、情報が漏えいした場合、他の情報も漏えいする危険性があります。国から紛失や情報漏えいなどのリスクに対する具体的な対策が示されていないなど、問題点があることを指摘するものです。申請するかしないかは住民の任意であることを指摘するものであります。補正予算には、災害復旧工事費など住民要望も予算化されていることに反対するものではありませんが、農地・農業用施設などの災害復旧工事の地元負担に対する軽減策、これに対する町長の姿勢を指摘して反対討論といたします。

○議長（梅原好範君） 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

西山君。

○9番（西山芳明君） ただいま上程となっております議案第56号 令和4年度京丹波町一般会計補正予算（第2号）につきまして、賛成の立場で討論を行いたいと思います。

4点にわたって賛成討論を申し上げたいと思います。

まず、1点目は、今回の補正は、4月の人事異動、とりわけこの4月から町の組織を大幅に改編されて、部課長制に移行したということで、人事異動に伴う人件費の予算組替えがございまして、そうした対応の補正予算になっていること。

それから、2点目につきましては、エネルギー資源の高騰に伴う、とりわけ電気代等光熱費の高騰に対応した予算を計上されていること。

3点目には、7月3日の、あるいは9日にも、1週間に2回大変大きな災害が発生しました。7月豪雨に対しましての災害復旧に向けた補正予算をいち早く計上、3億5,000万円余りの予算を計上して、一日も早い復旧に向けた取組の姿勢が見えること。

それから、最終、4点目につきましては、マイナンバー制度の普及につきまして、専任職員を採用して普及率の向上に向けて、積極的な姿勢を明確に示されている予算であること。

以上、4点を挙げて、本議案に賛成の立場で賛成討論といたします。

○議長（梅原好範君） ほかに討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梅原好範君） これで討論を終わります。

これより議案第56号を採決します。

議案第56号 令和4年度京丹波町一般会計補正予算（第2号）について、原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

（多数 挙手）

○議長（梅原好範君） 挙手多数であります。

よって、議案第56号は、原案のとおり可決されました。

これより暫時休憩に入ります。再開は10時40分とします。

休憩 午前10時23分

再開 午前10時40分

○議長（梅原好範君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

《日程第13、議案第57号 令和4年度京丹波町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）》

○議長（梅原好範君） 日程第13、議案第57号 令和4年度京丹波町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

これより質疑を行います。

質疑はありますか。

山田君。

○6番（山田 均君） 歳出8ページで1点お尋ねをしておきます。

今回、健康診査等事業ということで、人間ドック助成金の追加が補正されております。説

明では、当初70人であったのが25人増えて95人ということでございました。当然、個人負担もあるわけでございますけども、個人負担というのは今幾らになっておるのかということ。

それから、人間ドックを受けるということはいいことだと思うんですけども、増えた理由といたしますか、担当課としてはどういように見ておられるのか伺っておきたいと思っております。

以上です。

○議長（梅原好範君） 久木住民課長。

○住民課長（久木寿一君） まず、人間ドックの費用でありますけども、平均約4万円ということになっておりまして、本人負担約2割、8,000円。それから、町からの補助金8割ということになっております。

その財源ですけども、6ページに戻っていただいて、保健事業費繰入金73万4,000円、それから、京都府後期高齢者医療広域連合助成金14万7,000円となっております。町がこの後期高齢者医療広域連合助成金に上乗せするという町独自の上乗せ分として、町の財源を加えまして調整をしております。

なお、令和2年度までは広域連合の補助金が8割のうちの7割を占めて、町が1割でしたが、それが令和3年度から、広域連合の補助金が定額で5,900円になりました。一方で、町の負担が逆にその残りとなりまして、6ページの割合で町の負担が増えてきているというような状況になっております。この負担割合を申し上げますと、令和2年度までは助成金の約87.5%が広域連合の財源となっておりまして、町の負担は12.5%になってたんですけども、令和3年度以降、それが逆転する形で、広域連合は助成金の約18%、町は助成金の約82%を占めるようになりました。そういうことで、かなり町財政の負担が生じているということになります。このような状況の中で、令和5年度から国民健康保険の人間ドック助成金と助成率同額の7割に改正させていただくということで、令和4年4月1日付で要綱改正、告示をさせていただきました。議員の皆様のお手元には、6月定例会で要綱改正の例規の報告をお手元にお届けしましたけども、1年前に告示をし制度化しまして、現在、人間ドックの利用券を請求される方に対しましては、その予告文と共に利用券をお送りさせていただいているという状況になります。

人間ドックの利用者の状況ですけども、ちょうど今団塊の世代の方が75歳になられ始めているという時期でございまして、国民健康保険、その他医療保険のほうで人間ドックの助成をされていた方が後期高齢者医療のほうに加入されて、割合としては増えてきている。特に75歳以上の方が今回もかなり占めておられるというような状況になっております。

今後、さらに、後期高齢者医療の被保険者の方の人間ドックの利用は増えるのではないかなというふうに見込んでおります。

以上です。

○議長（梅原好範君） ほかに質疑ありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梅原好範君） これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

最初に、原案に反対者の発言を許可します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梅原好範君） 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

隅山君。

（隅山議員の討論）

○議長（梅原好範君） 暫時休憩します。

休憩 午前10時51分

再開 午前10時52分

○議長（梅原好範君） 休憩前に引き続き再開します。

隅山君。

○10番（隅山卓夫君） 執行部の皆さん、議員の皆さんには、大変申し訳なく思っております。先ほどの討論は謹んで取り消させていただきますので、よろしくおわびをして訂正を申し上げたいと思っておりますので、ご勘弁をいただきたいというふうに思っております。

○議長（梅原好範君） ただいま隅山議員から発言取消しの申出がありました。隅山議員の申出に異議はございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梅原好範君） 異議なしと認めます。

ほかに討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梅原好範君） これで討論を終わります。

これより議案第57号を採決します。

議案第57号 令和4年度京丹波町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について、原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

（全員 挙手）

○議長（梅原好範君） 挙手全員であります。

よって、議案第57号は、原案のとおり可決されました。

《日程第14、議案第58号 令和4年度京丹波町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）》

○議長（梅原好範君） 日程第14、議案第58号 令和4年度京丹波町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

これより質疑を行います。

質疑はありますか。

東君。

○5番（東まさ子君） 介護保険事業であります。繰越金が4,953万9,000円ということで、償還金がマイナス1,409万2,000円ということでもあります。令和3年度から5年間の第8期の介護保険事業計画に基づいた予算でありますけれども、令和4年度もあと少し残すわけでありますけれども、この事業計画に対してどのように令和4年度の事業が推移しているかお聞きをしておきたいと思えます。

○議長（梅原好範君） 岡本福祉支援課長。

○福祉支援課長（岡本明美君） 計画に対しての進捗率ということでのお尋ねだったと思えます。令和3年度におきましては、保険給付費に対して計画の進捗率は100.6%ということで、若干計画に対して保険給付費のほうが超えておった状況となっております。

また、お尋ねのごさいました令和4年度につきましては、現在のところ、令和4年3月から7月分までの保険給付費の推移を見ておりますと、若干、令和3年度より月額金額が下がっているように見受けられておりますけれども、まだ少ししか期間がたっていないということで、引き続き動向を見ていきたいと考えております。

今後、こういった方向になるか分かりませんが、現在のところでは、令和3年度に対しては減少しているということと、計画に対しても少ない金額で推移をしているところがございます。また、引き続き、動向を見ていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（梅原好範君） ほかに質疑はありますか。

山田君。

○6番（山田 均君） 老健の関係で1点お尋ねしておきたいと思えます。

歳出の8ページでございます。

会計年度任用職員の関係です。フルタイムが、590万9,000円の減になっておりまして、その下段に同じ会計年度任用職員人件費のパートタイムが466万5,000円ということで、フルタイムの方が辞められて、パートタイムの方が雇用されたということだと思わうんですけども、そのフルタイムの下に、一般職給料ということで335万2,000円の減になっています。見出しの会計年度任用職員人件費（フルタイム）というところの下の一一般職給料というのは違いがあるのかどうか。フルタイムの人を一般職というように言うのかどうか。ちょっとお尋ねをしておきたいと思います。

以上です。

○議長（梅原好範君） 豊嶋医療政策課長。

○医療政策課長（豊嶋浩史君） フルタイムにつきましては、一般職給料ということで支出させていただきますので、ご了承のほどよろしくお願いいたします。

○議長（梅原好範君） ほかに質疑ありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梅原好範君） これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

最初に、原案に反対者の発言を許可します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梅原好範君） 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梅原好範君） これで討論を終わります。

これより議案第58号を採決します。

議案第58号 令和4年度京丹波町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）について、原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

（全員 挙手）

○議長（梅原好範君） 挙手全員であります。

よって、議案第58号は、原案のとおり可決されました。

《日程第15、議案第59号 令和4年度京丹波町下水道事業特別会計補正予算（第1号）》

○議長（梅原好範君） 日程第15、議案第59号 令和4年度京丹波町下水道事業特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

これより質疑を行います。

質疑はありますか。

○議長（梅原好範君） 山田君。

○6番（山田 均君） 歳出の8ページで伺っておきたいと思います。

1点は、人件費でございます。1, 274万2, 000円の減になっております。人件費が減額されるということは、職員が辞められたか異動でどこかに行ったということだと思っておりますけれども、当然、人が減るということは、それだけほかの職員にも負担が行くわけでございますけれども、補充をするというような考えはないのかどうかお尋ねをしておきたいということと、職員に相当負担もいくのではないかと思うんですけれども、その辺の対策としてはどのように考えておられるのか伺っておきたいと思います。

以上です。

○議長（梅原好範君） 田中総務課長。

○総務課長（田中晋雄君） 先ほど少し申し上げましたように、4月の定期人事異動に伴います9月補正ということも1つありますが、人員の補充ということにつきましては、10月1日の採用で対応したいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（梅原好範君） ほかに質疑ありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梅原好範君） これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

最初に、原案に反対者の発言を許可します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梅原好範君） 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梅原好範君） これで討論を終わります。

これより議案第59号を採決します。

議案第59号 令和4年度京丹波町下水道事業特別会計補正予算（第1号）について、原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

（全員 挙手）

○議長（梅原好範君） 挙手全員であります。

よって、議案第59号は、原案のとおり可決されました。

《日程第16、議案第60号 令和4年度京丹波町町営バス運行事業特別会計補正予算（第1号）》

○議長（梅原好範君） 日程第16、議案第60号 令和4年度京丹波町町営バス運行事業特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

これより質疑を行います。

質疑はありますか。

山田君。

○6番（山田 均君） 1点伺っておきたいと思います。

歳入で、バス購入事業債ということで50万円追加になっております。契約金額が上がったということで事業債を追加をしたということでございますけれども、当初の見込みでは、当然、一定の見積りを取ってされたと思うんですけども、当初の見込みと入札金額で変わったということなのか。契約金額が上がった理由について伺っておきたいと思います。

以上です。

○議長（梅原好範君） 堀企画情報課長。

○企画情報課長（堀 友輔君） 入札金額が変わったわけでございますけれども、当初購入を予定しておりましたバス車両自体が変わったということで金額が上がったということでございます。

以上でございます。

○議長（梅原好範君） ほかに質疑はございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梅原好範君） これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

最初に、原案に反対者の発言を許可します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梅原好範君） 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梅原好範君） これで討論を終わります。

これより議案第60号を採決します。

議案第60号 令和4年度京丹波町町営バス運行事業特別会計補正予算（第1号）について、原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

（全員 挙手）

○議長（梅原好範君） 挙手全員であります。

よって、議案第60号は、原案のとおり可決されました。

《日程第17、議案第61号 令和4年度京丹波町桧山財産区特別会計補正予算（第1号）》

○議長（梅原好範君） 日程第17、議案第61号 令和4年度京丹波町桧山財産区特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

これより質疑を行います。

質疑はありますか。

山田君。

○6番（山田 均君） 1点伺っておきたいと思います。

歳入の6ページでございます。

土地貸付料ということで、ゴルフ場からの収入ということになっております。いわゆる一定の理由があって20%を減額するというところで、業者からの申入れがあったということですが、当然、貸付けに関して契約をしていると思います。契約の中には減額をするときの理由もあると思いますし、お客が減るとかいろいろな費用の関係で業者からの申入れがあったということだと思っておりますけれども、契約について減額するといえますか、見直しをするという要綱といえますか、内容というのはどういう項目になっておるのか伺っておきたいということ。

それと、今後、当然、社会情勢も変化するわけでございますので、さらにそういう減額の申出があった場合は、それについても協議をするということになっているのかどうか併せて伺っておきます。

以上です。

○議長（梅原好範君） 中野瑞穂支所長。

○瑞穂支所長（中野竜二君） ただいまの貸付料の減額について、ご説明を申し上げます。

現在の契約につきましては、平成19年度から令和8年度までの20年間、1,305万8,000円の契約となっております。その中で、社会情勢等に合わせまして協議をするということになってございまして、今も議員のお話の中にございましたとおり、ゴルフ人口の減少でありますとか施設の老朽化によります維持修繕費用の増加、あと、給与水準が低いということがあって、給与体系を見直し、社員の待遇改善を図るなどの理由によりまして、賃料の改定について要望があったところでございます。

これを受けまして、町といたしましては、慎重に協議を重ねた結果、単に貸付料の減額だ

けというふうに捉えるのではなく、ゴルフ場がまずは存続していくことが重要であること。それと、経営が安定することや従業員の待遇改善によりまして、税収効果も見込めるということ。そのほか、ふるさと納税の返礼品への協力や、いわゆるコンペの賞品に地元産品を採用していただいていることなど、地域振興にも一翼を担っていただいているということなどによりまして、やむなく減額を受け入れることといたしました。

なお、最初に申しあげました契約内容で令和8年度までとなつてございます。今後5年間、この減額した内容で行くわけでございますけども、5年後の契約更新時には、今のところは減額前の貸付料を基本として協議を行うこととしておりますほか、ゴルフ場においては、一層の経営努力を求めたということでございます。

以上でございます。

○議長（梅原好範君） ほかに質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梅原好範君） これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

最初に、原案に反対者の発言を許可します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梅原好範君） 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梅原好範君） これで討論を終わります。

これより議案第61号を採決します。

議案第61号 令和4年度京丹波町桧山財産区特別会計補正予算（第1号）について、原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

（全員 挙手）

○議長（梅原好範君） 挙手全員であります。

よって、議案第61号は、原案のとおり可決されました。

《日程第18、議案第62号 令和4年度京丹波町梅田財産区特別会計補正予算（第1号）》

○議長（梅原好範君） 日程第18、議案第62号 令和4年度京丹波町梅田財産区特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

これより質疑を行います。

質疑はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(梅原好範君) これ以て質疑を終わります。

これより討論を行います。

最初に、原案に反対者の発言を許可します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(梅原好範君) 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(梅原好範君) これ以て討論を終わります。

これより議案第62号を採決します。

議案第62号 令和4年度京丹波町梅田財産区特別会計補正予算(第1号)について、原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

(全員 挙手)

○議長(梅原好範君) 挙手全員であります。

よって、議案第62号は、原案のとおり可決されました。

《日程第19、議案第63号 令和4年度京丹波町三ノ宮財産区特別会計補正予算(第1号)》

○議長(梅原好範君) 日程第19、議案第63号 令和4年度京丹波町三ノ宮財産区特別会計補正予算(第1号)を議題とします。

これより質疑を行います。

質疑はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(梅原好範君) これ以て質疑を終わります。

これより討論を行います。

最初に、原案に反対者の発言を許可します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(梅原好範君) 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(梅原好範君) これ以て討論を終わります。

これより議案第63号を採決します。

議案第63号 令和4年度京丹波町三ノ宮財産区特別会計補正予算(第1号)について、

原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

(全員 挙手)

○議長(梅原好範君) 挙手全員であります。

よって、議案第63号は、原案のとおり可決されました。

《日程第20、議案第64号 令和4年度京丹波町質美財産区特別会計補正予算(第1号)》

○議長(梅原好範君) 日程第20、議案第64号 令和4年度京丹波町質美財産区特別会計補正予算(第1号)を議題とします。

これより質疑を行います。

質疑はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(梅原好範君) これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

最初に、原案に反対者の発言を許可します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(梅原好範君) 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(梅原好範君) これで討論を終わります。

これより議案第64号を採決します。

議案第64号 令和4年度京丹波町質美財産区特別会計補正予算(第1号)について、原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

(全員 挙手)

○議長(梅原好範君) 挙手全員であります。

よって、議案第64号は、原案のとおり可決されました。

《日程第21、議案第65号 令和4年度国保京丹波町病院事業会計補正予算(第1号)》

○議長(梅原好範君) 日程第21、議案第65号 令和4年度国保京丹波町病院事業会計補正予算(第1号)を議題とします。

これより質疑を行います。

質疑はありますか。

山田君。

○6番（山田 均君） 収益的支出の6ページでお尋ねをしておきます。

和知診療所について、報酬で医師の105万3,000円減額になっておりますが、具体的に医師が変わったということで報酬の減ということなのか。減の理由を1点お尋ねしておきます。

それから、医事課業務142万円というのがあるんですけども、具体的にはどういう業務なのかお尋ねしておきます。

和知歯科診療所で治療用材料等106万5,000円とあるんですけど、どういうものなのか伺っておきたいと思います。

以上です。

○議長（梅原好範君） 豊嶋医療政策課長。

○医療政策課長（豊嶋浩史君） まず、1点目でございます。

和知診療所の報酬の減のことでございますけれども、消化器内科の先生につきまして、京都府立医大から派遣をいただいていたんですけども、京都府立医大のほうでも医師が足りないということで、派遣が切れまして。代わりに京丹波町病院の院長が健診に行っておりますので、この報酬分につきましては、1人医師の派遣が減という部分でございます。

あと、医事課業務につきましては、診療報酬等の請求とか、あと、その日の医事に関する受付とか、お会計の関係を全て受け持っていたいただいている業務でございます。

あと、和知歯科診療所の治療用材料等でございますけれども、歯の詰め物の金属資材でございます。金、銀、パラジウムが高騰しておりますので、こちらが増額となった要因でございます。

以上でございます。

○議長（梅原好範君） 山田君。

○6番（山田 均君） 経費のところの医事課業務の関係で、受付とかそういうものは委託をしているかと思うんですけども、具体的に142万円が増額になった理由をもう一度お尋ねしておきます。いわゆる業務が増えたということなのか。人の配置の関係でそうなったということなのか。内容をもう一度お尋ねしておきます。

以上です。

○議長（梅原好範君） 豊嶋医療政策課長。

○医療政策課長（豊嶋浩史君） 医事課業務につきましては、京丹波町病院と和知診療所と同じ業者を使っております。一本で契約しております。その中の契約の中で、定期契約金額の割り振りは全てその業者がやっております。見ていただきますと、京丹波町病院の医事課

業務につきましては160万円の減額ということになっておりまして、和知診療所の医事課業務につきましては142万円の増額という形になっておりまして、業者の割り振りが変わったというようなことでございます。

以上でございます。

○議長（梅原好範君） ほかに質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梅原好範君） これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

最初に、原案に反対者の発言を許可します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梅原好範君） 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梅原好範君） これで討論を終わります。

これより議案第65号を採決します。

議案第65号 令和4年度国保京丹波町病院事業会計補正予算（第1号）について、原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

（全員 挙手）

○議長（梅原好範君） 挙手全員であります。

よって、議案第65号は、原案のとおり可決されました。

《日程第22、議案第66号 令和4年度京丹波町水道事業会計補正予算（第1号）》

○議長（梅原好範君） 日程第22、議案第66号 令和4年度京丹波町水道事業会計補正予算（第1号）を議題とします。

これより質疑を行います。

質疑はありますか。

山田君。

○6番（山田 均君） 収益的支出11ページに関わってお尋ねしておきます。

水道光熱費の関係で、1,400万円の追加ということで、電力の値上げの関係で追加だと思うんですけども、今後、電気料金については、変動する可能性も大いにあるわけでございますし、電気代をできるだけ抑えるといいますか、負担を減らすということが必要だと思います。特別何か電気代の負担を軽減するための検討といいますかそういうのは考えておら

れるのか。聞きますと、施設が22か所でポンプ場が28か所ということで50か所もあるわけでございますので、いかんともし難い面もあるかもしれませんが、結局は、水道料金に跳ね返るわけでありますから、そういう点での検討というか、ほかの市町村との状況もあろうかと思えますけれども、そういう調査をされたり、何か検討されておるのか伺っておきたいと思えます。

○議長（梅原好範君） 保田上下水道課長。

○上下水道課長（保田利和君） 実際、電気料金の支払額は高くなっておりますが、電気の使用量につきましては、昨年と比較しても変わらないといった状況になっております。電気代のコストを削減するためには、電気の使用量を少なくするほかはございませんけれども、事業を継続するために必要な電力量については、確保しなければいけないところでございます。現時点におきましては、コストの削減をしたくても、現在の使用量を大幅に減らすことは難しいと考えております。今後の計画でございますが、中長期的にはなりますけれども、有収率を上げることも効果の1つであると考えております。水を作るための電気の消費につきましてはかなり多いということで、無駄な電気を消費しないためにも、今後とも有収率を上げるために漏水箇所の調査とか計画的な管路の更新に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（梅原好範君） ほかに質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梅原好範君） これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

最初に、原案に反対者の発言を許可します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梅原好範君） 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梅原好範君） これで討論を終わります。

これより議案第66号を採決します。

議案第66号 令和4年度京丹波町水道事業会計補正予算（第1号）について、原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

（全員 挙手）

○議長（梅原好範君） 挙手全員であります。

よって、議案第66号は、原案のとおり可決されました。

《日程第 23、認定第 1 号 令和 3 年度京丹波町一般会計歳入歳出決算の認定について～日程第 38、認定第 16 号 令和 3 年度京丹波町水道事業会計決算の認定について》

○議長（梅原好範君） 日程第 23、認定第 1 号 令和 3 年度京丹波町一般会計歳入歳出決算の認定についてから、日程第 38、認定第 16 号 令和 3 年度京丹波町水道事業会計決算の認定についてを一括議題とします。

16 件について、決算特別委員会委員長の報告を求めます。

決算特別委員会委員長、東まさ子君。

○決算特別委員会委員長（東まさ子君） それでは、8 月 31 日の本会議において、決算特別委員会に付託されました令和 3 年度京丹波町一般会計、13 特別会計、国保京丹波町病院事業会計、水道事業会計決算認定について、委員長報告をいたします。

決算特別委員会は、9 月 9 日、12 日のいずれも午前 9 時から開催をいたしました。それぞれの審議内容につきましては、議長、議会選出の監査委員を除く全議員で特別委員会が設置されたことから、省略をさせていただきます。

審査の結果につきましては、9 月 12 日に議長あてに提出をしております。

お手元に配付の委員会審査報告書のとおり、認定第 1 号から認定第 16 号までの 16 議案について、いずれも原案どおり認定となりました。

それでは、委員会審査報告書を朗読し、報告とさせていただきます。

委員会審査報告書。

本委員会に付託された事件は、審査の結果、次のとおり決定したので会議規則第 77 条の規定により報告をいたします。

事件番号、件名、審査結果の順に報告をいたします。

認定第 1 号 令和 3 年度京丹波町一般会計歳入歳出決算の認定について、原案認定。

認定第 2 号 令和 3 年度京丹波町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について、原案認定。

認定第 3 号 令和 3 年度京丹波町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について、原案認定。

認定第 4 号 令和 3 年度京丹波町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について、原案認定。

認定第 5 号 令和 3 年度京丹波町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について、原案認定。

認定第 6 号 令和 3 年度京丹波町土地取得特別会計歳入歳出決算の認定について、原案認定。

認定第 7 号 令和 3 年度京丹波町育英資金給付事業特別会計歳入歳出決算の認定について、原案認定。

認定第 8 号 令和 3 年度京丹波町町営バス運行事業特別会計歳入歳出決算の認定について、原案認定。

認定第 9 号 令和 3 年度京丹波町須知財産区特別会計歳入歳出決算の認定について、原案認定。

認定第 10 号 令和 3 年度京丹波町高原財産区特別会計歳入歳出決算の認定について、原案認定。

認定第 11 号 令和 3 年度京丹波町桧山財産区特別会計歳入歳出決算の認定について、原案認定。

認定第 12 号 令和 3 年度京丹波町梅田財産区特別会計歳入歳出決算の認定について、原案認定。

認定第 13 号 令和 3 年度京丹波町三ノ宮財産区特別会計歳入歳出決算の認定について、原案認定。

認定第 14 号 令和 3 年度京丹波町質美財産区特別会計歳入歳出決算の認定について、原案認定。

認定第 15 号 令和 3 年度国保京丹波町病院事業会計決算の認定について、原案認定。

認定第 16 号 令和 3 年度京丹波町水道事業会計決算の認定について、原案認定。

以上、報告といたします。

○議長（梅原好範君） これより、委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梅原好範君） これで質疑を終わります。

認定第 1 号 令和 3 年度京丹波町一般会計歳入歳出決算の認定についての討論を行います。

最初に、原案に反対者の発言を許可します。

山田君。

○6 番（山田 均君） ただいま提案されております認定第 1 号 令和 3 年度京丹波町一般会計歳入歳出決算の認定について、反対の立場から討論を行います。

令和 3 年度は、太田町政の 1 期目の最終予算として提案され、11 月の町長選挙を受け、

畠中町政へと引き継がれた決算です。

太田町政は、健康の里づくりを町政の基本方針にして、町行政の公正化、環境整備、暮らしの安心・安定、子育て支援、産業振興の5点を重点施策として取り組んできました。

町政の公正化は、情報公開と説明責任を果たし、公正公平な町政運営は、行政の基本ですが、新庁舎建設や認定こども園建設に町内に本社を置かない製材会社も参加する共同企業体と随意契約で工事を進めました。

また、木材調達では、町内産木材活用モデルとして、森づくりの意欲の拡大や担い手育成と技術継承など波及効果が大きいと随意契約で行いましたが、町内の林家が意欲を持って取り組む展望が見えてきません。木材の搬出、販売、植栽、施業等で採算が取れないことがはっきりしているからです。株式会社八木原木市場、代表取締役の谷口忠武氏も、現在の木材価格と必要経費の額から考えると、林業収入だけではとても無理であると指摘をされているとおりであります。森林は、50年程度の間伐期での皆伐ではなく、持続的な森林経営を考えた取組が必要なことは明らかであります。

また、新庁舎建設事業については、太田町長は、選挙で、規模、構造、工法、仕様を見直して事業費の削減を公約としておりました。町民が求めた身の丈に合った新庁舎の願いと大きくかけ離れている点も指摘するものです。

あわせて、新庁舎建設事業は、何十年に一回の大事業であり、後世に引き継ぐためにも、総事業費、財源内訳など情報をしっかり町民に報告する責任が畠中町政にもあることを指摘するものであります。

もう1点は、ケーブルテレビ事業の民営化です。

ケーブルテレビ事業の民営化は、審議会の答申を受けて、太田町政の最優先課題として強引に推進されました。業者が決まり使用料が決まってから町民への説明を行うなど、利用者である町民は置き去りにされました。情報弱者や高齢者等への対策として、廃止後にタブレットを配布しましたが、期限つきであり、情報弱者対策は行政として最後まで責任を果たすべきことを指摘するものであります。

また、対話を通じて行政に対する希望や意見の把握に努め、情報発信を図るとしたタウンミーティングは、令和2年度は22か所から12か所に、コロナ感染症の広がりでも中止をしましたが、会場を大幅に削減するなど、町行政の公正化や情報発信を推進する姿勢が大幅に後退した点も指摘するものであります。

京丹波町一般会計決算は、歳入総額が139億8,950万7,576円、歳出総額が135億9,233万3,267円でした。太田町政が公約実現に向けてどう取り組んだのか。

町民目線に立った予算執行が行われたかを示す決算でありました。

予算執行の中には、住民要望やコロナ対策なども実施されていますが、令和3年度の当初予算で太田町政の健康の里づくり、子育ての支援の先送り、新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防止するためのPCR検査を高齢者施設や医療機関、障害者福祉施設などにも広げ、定期的な感染防御を図ること、また、緊急に国民生活の緊急防衛、家計・中小企業への強力な支援を行うことが必要であることから、国や京都府からの指示待ちではなく、京丹波町として何が必要なのか。何が求められているのか。必要な対策は何か。それを把握するためにも緊急に町内の実態調査を行い、状況を把握することも提案しましたが、取り組まれませんでした。

また、環境整備では、災害はいつ来るか分からない、災害などの緊急時に住民が真っ先に避難する各公民館などの耐震調査なども提案しましたが、進んでいません。

また、地域の連携や交流圏の拡大など欠かすことのできない道路整備は、旧町間を結ぶ重要な幹線道路である国道27号中山・白土間の橋梁改修等は喫緊の課題ですが、目に見えた形では進んでいません。非常に危険な箇所であり、一日も早い改修が必要であることは明らかです。町長の姿勢が厳しく問われています。

太田町政が道の駅「京丹波 味夢の里」と自然公園を結ぶ道路拡幅改良事業を見直したことは、町民目線からも当然の決断です。道路改良工事は何よりも町民の利便性を最優先にすべきであります。

子育て支援では、子育て支援の充実が喫緊の課題です。移住や転入の促進はもちろんですが、今住んでいる子育て世代への具体的な支援策として、国保税の均等割の減免や給食費の負担軽減、学童保育料の軽減など最優先で取り組むべきですが、対策が立ち後れていることを強く指摘するものであります。

産業振興では、農業の担い手は高齢化が一層進んでいます。農業と地域の担い手確保の取組は喫緊の課題です。待ったなしの状況です。担い手への支援の状況は、規模の大きな農家や集落組織への支援が中心です。もちろん集落営農の推進も必要ですが、小規模の担い手農家、家族農業にもきめ細やかな支援が必要であることは明らかです。担い手への支援と対策が必要です。

また、道の駅などの農産物販売への認証制度の実施は、予算化もされながら大幅に遅れていることは町長の政治責任が厳しく問われる問題であります。強く指摘するものであります。

令和3年度で実施した米価下落対策として農業者への支援給付金の実施は、農家への支援として評価するものであります。

太田町政は、行政の公正化として、丹波マークスへの公金投入問題では弁護士による調査委員会設置、結果の公開と厳正な対処と公約をしながら、結果として前町長の対応を継承しました。結果として、裁判では、議会の可決が優先され、高裁で棄却となり多額の弁護士費用を支出しました。公約を実行すれば、公金の返還や弁護士費用の大幅な縮減がされたことは明らかであります。

最後に、令和3年度の施政方針で太田町政は、町民の説明責任をしっかりと果たし、誇りと自信の持てる新しい京丹波町をつくり上げることを目指し、常に住民目線で物事を考え、町政運営に取り組んでいくことを表明されてきました。町政運営でこの立場が一貫して貫かれていませんでした。身の丈に合わない庁舎建設事業や新規バス路線の開設など、町外からの呼び込み型施策では、安心して住み続けられるまちづくりから大きくかけ離れていることを指摘するものであります。

畠中町政には、住民が安心して住み続けられるまちづくりの推進、子育て最優先のまちづくりを進めることが求められておりますが、必要なことは、今住んでいる住民が安心して暮らせて喜びを感じる町であれば人が移り住んでくる。この姿勢でのまちづくりが必要であることを指摘するものであります。

令和3年度決算書に評価をする意見もありましたが、高齢化率が40%を超える町として、公文書である決算書や予算書の字体の大きさも十分配慮すべきであることも指摘して、反対討論といたします。

○議長（梅原好範君） 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

隅山君。

○10番（隅山卓夫君） 認定第1号 令和3年度京丹波町一般会計歳入歳出決算の認定について、賛成の立場から討論を行います。

令和3年度は、国においては、10月30日に執行されました衆議院議員総選挙が、また、本町においては、11月4日町長選挙並びに議員定数を16人から13人とした初の町議会議員一般選挙が執行され、それぞれが激戦を経て新しい町政へと移行したところであります。

合併後の念願でありました、また、念願であり、課題でありました新庁舎の建設工事も最終の外構工事や周辺植栽工事も完了し、11月1日より無事開庁を迎えられたことは、住民の皆様ともども喜ばしい限りであります。住民の皆様から長く愛され親しまれ憩いの場となりますことを切に願っております。

太田町政の予算編成の旗印である助け合いと活力ある健康の里づくりから、畠中町政の元氣、希望、笑顔のあふれるまちに向け、そして3つの柱、健やかで幸せな食の町、教育と子

育ての町、人のふれあいを感じる町へとしっかり引き継がれたものと思っております。

また、同時に、たんば認定こども園建設工事につきましても完了され、須知幼稚園仮園舎として開園され、子育て支援の町として体制整備がなされたところであります。

さらに、部長制の設置など職制の改編を経て、現在職員の皆様の息吹を感じる中で、適正な予算執行がなされたと感じております。

今回のコロナ禍における影響は、全国的に観光産業から外食産業へと大きく国民の影響に関わる形へと及び、現在では1次産業へも大きな打撃となっております。今刈取りが真っ最中ではありますが、米価にも波及するのではないかとと言われております。農商工業、そしてこれを含めた産業、福祉、教育など全ての課において、通常の業務内容以上にコロナ対策で近年例を見ない事務量の対応に本町の庁舎内が一体となり、新型コロナウイルス感染症対策本部を中心に取組み、町内においては感染拡大の防止につながったと大きく評価をいたすものであります。関係担当課職員の皆様のご労苦に感謝を申し上げます。

町内の1次産業から3次産業にまたがる多くの事業者に影響があり、国からの助成、それらが図られているとは申せ、これからの業者への支援事業が引き続き必要であります。国・府との関係構築をさらに研さんをされ、予算獲得に向けた強い行動力を発揮されますよう望んでおります。

一方、町財政におきましては、大変厳しい中、経常収支比率が前年度比3.9%減の86.1%、実質公債費比率は、比率基準となる3か年平均前年度比0.9%減の16.8%と、財政指標・数値の改善が見られますが、監査委員審査意見にありますように、地方債残高の増大に伴い、今後は公債費を削減し、実質公債費比率の増加を抑制するための健全化対策に取り組む必要があると指摘があります。さらに、財政立て直しに向け、きめ細やかな対応に取り組むべきと思われまます。

いまだに終息が見えないコロナの現状に、9月定例会終了後には令和5年度の予算案に取り組まれることと思います。大変厳しい中にも夢のある、そして持続可能なまちづくりに向けて取り組んでいただくこと。

そして、直近では経験したことのない強風を伴い、暴風域も格段に広く、破壊力のある台風の発生もあったところであります。防災対応や被害発生の際の初動対応から救助に関する本町消防団の活動は何にも増して重要であります。消防団活動補助や消防団員の処遇についても、しっかりと取り組んでいただきますことを切に求めまして、令和3年度一般会計決算において、賛成討論といたします。

○議長（梅原好範君） ほかに討論はありませんか。

西山君。

○9番（西山芳明君） ただいま上程となっております認定第1号 令和3年度一般会計歳入歳出決算の認定について、次の3点を上げ、本議案に賛成の討論を行いたいと思います。

まず、1点目は、令和3年度は、合併時からの懸案事項でありました新庁舎の完成。また、未来の本町を担う人材育成の場である認定こども園事業。さらには、ケーブルテレビの民営化事業など大型事業が一定の区切りがついた形となりましたが、それらに対する多額の投資によりまして、令和3年度末地方債の残高が274億6,195万円強となり、前年度に比べまして6億7,000万円以上の増加となった結果であります。

しかしながら、こうした状況の中で、町税が前年度より5,000万円余り増加するとともに、徴収率も99.2%と前年度比1.8%とわずかではございますが増加をしており、徴収努力の結果として評価をいたします。

具体的には、コロナ禍にあつて納付環境が厳しい中、町税等の収納率向上のために、滞納者との面談による分割納付の応談や振替納税の推奨、コンビニ納付推進など徴収努力に取り組んだ結果が収納率の向上につながったと評価をいたしております。

2点目には、先ほども賛成討論にありましており、令和3年度の投資的経費につきましては、前年度に比べまして3億1,454万円増の31億9,041万円と大幅に増加したものの、実質公債費比率で前年度比0.1%減、比率基準となります3か年平均では16.8%と、前年度比0.9%減となるなど、令和3年度から合併特例措置が終了し、普通交付税一本算定となった中にありまして、財政健全化に向けて一層の努力が見られたことを評価します。

3点目には、貴重な自主財源でありますふるさと納税の寄附金が1億3,472万8,631円と、前年比26.3%の大幅伸びとなりました。その要因といたしましては、返礼品の品目を年当初の215品目から338品目まで拡充をさせ、また、町内の返礼品取扱事業者につきましても40社から51社へと拡大するなど、本町の特性を生かした返礼品の魅力増進に努力をされた結果であると言えます。

以上のように、町を挙げて収納率の向上や財政健全化に向けた取組がなされたことは、高く評価をいたします。

しかしながら、税の未納分につきましては、固定資産税の355万6,000円をはじめ、合計で503万2,000円の不納欠損処分を行うなど多額の自主財源を放棄したことは極めて残念な結果であります。今後は、自主財源の確保や税負担の公平性の点からも縦割りではなく、組織の横断的な連携を図り、より一層の徴収対策に注力いただくとともに、不納欠

損金の低減化に努力いただくことを申し上げまして、賛成討論とします。

○議長（梅原好範君） ほかに討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梅原好範君） これで討論を終わります。

決算認定の表決は起立により行います。

これより認定第1号を採決します。

本案に対する委員長の報告は認定であります。

認定第1号 令和3年度京丹波町一般会計歳入歳出決算の認定について、委員長報告のとおり決することに賛成の方は起立願います。

（多数 起立）

○議長（梅原好範君） 起立多数であります。

よって、認定第1号は、委員長報告のとおり認定されました。

これより暫時休憩に入ります。再開は13時10分とします。

休憩 午前11時51分

再開 午後 1時10分

○議長（梅原好範君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします

次に、認定第2号 令和3年度京丹波町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定についての討論を行います。

最初に、原案に反対者の発言を許可します。

東君。

○5番（東まさ子君） それでは、認定第2号 令和3年度京丹波町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について、反対の討論を行います。

国保加入者の92.5%が所得200万円以下であり、65.1%の加入者が減免の対象者であります。国保は、所得の低い方で構成されている医療保険であります。また、国保は、自営業者やアルバイト、パートなどの方が多く加入されており、コロナの影響もあり、大変厳しい状況があります。保険税の据置きが続いておりますけれども、重い負担のままであります。所得に対して17%以上の負担となっております。収入見込みが前年に比べて3割以上減れば保険税が減額される制度があり、一定活用されてきておりますけれども、それより以下、例えば2割5分だったら適用されず、制度のはざまにいる人は減免にならない。そのことで困窮に陥ることもあることが予想できます。コロナ禍の下、高過ぎる保険税の引下げこそ今求められております。国保税は、同じ所得で比べたとき、協会けんぽや共済組合の保

険料の2倍近いことがこれまでも多くの加入者に大きな負担を強いています。特に、負担能力のない子どもにまで負担を負わせる均等割は国保だけにある制度で、子育て世代にとって重い負担であります。

令和3年度の国保特別会計の決算では、2,708万4,000円を基金に積み立て、基金残高は3億5,392万5,173円となっています。これは加入者の払い過ぎた保険税の蓄積と言えるのではないのでしょうか。国保の加入者は3,415人であり、1人1万円の引上げは3,415万円あればできます。同じ収入、世帯構成の家族が、加入する保険が違っただけで保険料の負担が大きく異なる格差を解消することは、公平公正という点からも欠かせません。

国は、令和4年度、今年度から子育て世代の経済的負担軽減の観点から、国・地方の取組として、未就学児に係る国保税の均等割額の5割を軽減いたしました。さらなる財政支援の拡充や制度改革を国に要望すべきであります。そして、町としても、他の医療保険と比べ、国保税の負担が高い状況にあるために、特にコロナ禍の下、国保税を引き下げるべきでありました。

以上、指摘をして、反対討論といたします。

○議長（梅原好範君） 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

森田君。

○12番（森田幸子君） 認定第2号 令和3年度京丹波町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について、賛成の立場から討論を行います。

国民健康保険制度は、我が国の社会保障制度における国民皆保険制度の根底を支えるものであります。平成30年度から財政運営の責任主体として、都道府県に移行してから4年が過ぎました。移行後も市町村では地域住民と身近な関係の中、資格管理、保険税率の決定、賦課徴収、保健事業等のきめ細かい事業を引き続き担うこととされています。

本町の国保事業は、被保険者数の減少による保険税の減少、医療の高度化などによる医療費の増加の傾向の中で厳しい事業運営が続いていますが、令和3年度決算は、財政調整基金を取り崩すことなく2,708万4,000円の基金積立てを行うことができ、また、実質収支は2,864万9,702円で黒字決算となり、将来を見据えた適正な事業運営がなされたと考えます。町民の命と健康を守るため、コロナ禍で大変な中、人間ドック助成事業や個別健診受診の拡大を図るなど、特定健康診査事業の実施で疾病予防や健康づくりに積極的に取り組んでおり、町民の健康維持・増進と医療費の抑制に大きな効果を上げていると確信しております。

今後とも医療費の適正化をはじめ、国保税収納率の向上による負担と給付のバランスを保ち、将来にわたり安定した国保事業運営が図られることを期待して、賛成討論といたします。

○議長（梅原好範君） ほかに討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梅原好範君） これで討論を終わります。

これより認定第2号を採決します。

本案に対する委員長の報告は認定であります。

認定第2号 令和3年度京丹波町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について、委員長報告のとおり決することに賛成の方は起立願います。

（多数 起立）

○議長（梅原好範君） 起立多数であります。

よって、認定第2号は、委員長報告のとおり認定されました。

次に、認定第3号 令和3年度京丹波町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定についての討論を行います。

最初に、原案に反対者の発言を許可します。

東君。

○5番（東まさ子君） それでは、認定第3号 令和3年度京丹波町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について、反対討論を行います。

2008年に導入された75歳以上の方が加入する後期高齢者医療制度は、国民を年齢で区切り、高齢者を別枠の医療保険に囲い込んで負担増と差別を押しつける悪法です。この制度がスタートした際に国民の批判を受けて、政府は保険料軽減措置、特例軽減を導入しましたが、2017年4月より段階的解消が進められました。2021年度（令和3年度）で全ての特例軽減が廃止となりました。この特例措置の廃止は、75歳以上の6割近い943万人が対象となり、縮小廃止で保険料が1.5倍から10倍に跳ね上がりました。低所得の高齢者に保険料の大幅な引上げを押しつけました。そして、今、一定の所得がある75歳以上の後期高齢者に対し、医療費窓口負担の1割から2割へ引上げがこの10月から実施となります。単身で年収200万円以上、複数世帯の年収合計320万円以上の後期高齢者約370万人が対象となります。

本町では、483の方が対象ということでありました。高齢になるほど収入は減少する一方で、医療にかかる機会は増え、治療も長期にかかります。完治せず、生涯にわたって症状と向き合わなければならない場合もあります。原則1割負担でも収入に占める医療費窓口

負担の割合は、現在でも過重であるとの調査報告もあります。また、2割化は受診抑制につながるとの調査報告もあります。

政府は、窓口負担の2割化の理由として、現役世代の負担軽減を上げておりますけれども、2割負担導入による現役世代の負担軽減効果はわずか月額30円であります。コロナ禍は、充実した医療、社会保障体制の必要性を私たちに示しております。2割負担はやめるべきであります。

しかし、政府は、2016年度から2021年度の6年間で社会保障費の自然増を合計8,300億円削減し、2022年度の予算でも、診療報酬の引下げや75歳以上の医療費窓口負担2割化等によって2,200億円を削減しています。後期高齢者医療制度は、創設当初から、現役所得者が増えれば増えるほど公費負担が減少する仕組みが設けられております。現役並み所得者に3割負担が導入され、この現役並み所得者の医療には公的負担は控除するようになっております。国民の負担が増え続けている一方で、どんどん公費負担が減っています。その結果、現在の実質的な公的負担は47.6%となっており、公費負担が減った2.4%分は、後期高齢者被保険者の負担となる仕組みになっています。国は、現役並み所得者の医療には公的負担は控除する規定を廃止すべきであります。安心して医療機関に受診できることこそが早期発見、早期治療につながります。負担増、受診控えで重症化を招くことが懸念される2割化は許せません。

以上、反対討論といたします。

○議長（梅原好範君） 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

隅山君。

○10番（隅山卓夫君） 認定第3号 令和3年度京丹波町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定につきまして、賛成の立場で討論を行います。

老人保健法が改正をされ、75歳以上の高齢者を対象にした後期高齢者医療制度が平成20年度に導入をされました。後期高齢者医療制度とは、昭和58年の老人保健法制定以降も高齢者の医療費が増え続けたため、75歳以上患者の一部負担と公費負担を増やし、世代間や被保険者間の公平を保つために生まれた健保や国保から独立した制度であります。後期高齢者医療制度の財源は、患者が医療機関等で支払う自己負担分が原則1割、現役世代からの支援金、国保や健保など若年者の保険料が約4割、公費が約5割、内訳は、国・都道府県・市区町村が4対1対1を負担して成り立っております。被保険者が負担します保険料は、各都道府県の後期高齢者医療広域連合が個人の所得に応じて決定をいたします。2年ごとに保険料率が見直しをされます。令和4年度、令和5年度の後期高齢者医療保険の全国平均保険

料率は均等割が4万7,777円、所得割率9.34%、都道府県ごとに異なり、最高が北海道10.98%、最低が岩手7.36%であります。厚生労働省によれば、令和4年度、令和5年度の平均保険料は月額約6,472円となっております。また、この会計は、保険料の賦課徴収と一般会計から保険基盤安定繰入金を受け入れ、京都府後期高齢医療広域連合へ納付することが主な役割であります。これによって、広域連合の財政基盤の安定化に重要な役割を果たしている会計でございます。また、同時に、この制度は、高齢化に伴う医療費の増大が見込まれる中で、現役世代と高齢者世代の負担の公平化を図ることを目的として、高齢者にも一定の負担を求め、平成20年4月より施行されました。令和3年度の決算は、保険料特別徴収率は100%、普通徴収率は98.4%、保険料全体では99.2%となる高い収納率となっております。この結果、実質収支は330万27円の黒字決算となっております。

今後も住民健診の受診率の向上などを進める一方、医療制度の財政基盤の安定化に向けて、保険料徴収のさらなる向上を切望しながら、賛成討論といたします。

○議長（梅原好範君） ほかに討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梅原好範君） これで討論を終わります。

これより認定第3号を採決します。

本案に対する委員長の報告は認定であります。

認定第3号 令和3年度京丹波町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について、委員長報告のとおり決することに賛成の方は起立願います。

（多数 起立）

○議長（梅原好範君） 起立多数であります。

よって、認定第3号は、委員長報告のとおり認定されました。

次に、認定第4号 令和3年度京丹波町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定についての討論を行います。

最初に、原案に反対者の発言を許可します。

東君。

○5番（東まさ子君） それでは、認定第4号 令和3年度京丹波町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について、反対の討論を行います。

令和3年度から令和5年度までの3年間の第8期介護保険事業がスタートしております。介護保険料は据置きとなりました。2000年の施行から22年となる介護保険は、保険料

は2倍に引き上がり、利用料負担は一律1割から2割、3割が導入されました。保険料は、2000年施行時の全国平均の基準月額2,911円、年額3万4,932円から3年ごとに引き上がり、現在は月額6,014円、年額7万2,168円に2.06倍となっています。本町では月額6,113円、年額7万3,400円であります。

一方、高齢者の生活は20年間、年金は下がりっ放しで、年金受給月額は2000年に平均月額17万5,865円だったのが、2019年には14万4,268円と3万1,597円減少し、18%も年金が下がりました。そして、この中で介護保険は2倍となっており、重い負担となっています。そして制度の改悪も重ねられ、2014年までは要支援1・2の方も在宅サービスを保険給付で利用でき、要介護1・2の方も特養ホームの入所対象でありました。利用料負担は所得に関係なく1割でありました。

ところが、現在では、要支援1・2の方は、ヘルパー・デイサービスが総合事業に移行し、保険給付のように全国一律のサービスではなくなりました。利用者負担は、一定以上の所得者は2割、現役並み所得者は3割負担であります。さらに、介護保険施設の部屋代、食費の低所得者対象の軽減措置は2021年（令和3年）8月の見直しで、非課税の方でも年金が年間120万円超の方は年26万円も食費が引き上げられました。また、預貯金が500万円から650万円あれば、軽減措置が打切りとなりました。さらに、ショートステイの食費は大きな値上げが実施されました。給付の対象外になり、多大な負担となった方もあり、非常に残酷であり認められません。

また、事業所に支払われる介護報酬は低く据え置かれてきました。3年ごとの見直しでマイナス改定が相次ぎました。これが介護労働者の劣悪な処遇と深刻な人手不足を生んでいます。介護の将来のためにも抜本的な改善が求められます。コロナ禍の下で介護職員の皆さんは、コロナ感染をさせない、自分も感染してはならないというプレッシャーの中で、介護に向き合って懸命に仕事をし、サービスを継続されております。サービスを継続されている事業者や職員の人たちに手当・補償することが求められます。介護事業所の減収や感染対策に関わる経費については、公費で補填するように国に要望すべきであります。町も支援すべきであります。

令和4年3月からは、次期の制度見直しに向けた検討が開始されています。利用料2割負担、3割負担の対象拡大や要介護1・2の生活援助等について、介護給付から総合事業への移行、ケアプランの有料化など11項目について検討するとしております。これらは利用者、事業者にとって新たな困難を押しつける改悪であります。負担増や給付削減ではなく、国は介護に予算を回すよう、自治体としても求めるべきことを強く要望、指摘をして、反対討論

といたします。

○議長（梅原好範君） 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

松村君。

○11番（松村英樹君） 認定第4号 令和3年度京丹波町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について、賛成の立場で討論を行います。

まずは、今日まで、この事業が的確に運用されていますことを高く評価いたします。

歳入では、介護保険料3億8,300万円となっており、保険料は所得により11段階に区分されています。その額は最低額2万2,100円から、最高額は14万6,800円となっており、令和4年3月末の徴収対象者は5,822人です。

歳出では、保険給付費が20億9,100万円となっており、事業内容では、介護保険サービス事業によるきめ細やかな委託サービスをはじめ、地域密着型施設サービスが実施されています。

介護保険事業としては多岐にわたる事業が行われており、介護事業利用者、またご家族にとっても介護保険制度が日常生活の大きな支えとなっており、長寿社会においてかけがえのない制度であります。

今後、高齢化はさらに進み、介護サービスの給付額はますます増加傾向にありますが、この事業が継続的に運用されますことを願い、賛成討論といたします。

○議長（梅原好範君） ほかに討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梅原好範君） これで討論を終わります。

これより認定第4号を採決します。

本案に対する委員長の報告は認定であります。

認定第4号 令和3年度京丹波町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について、委員長報告のとおり決することに賛成の方は起立願います。

（多数 起立）

○議長（梅原好範君） 起立多数であります。

よって、認定第4号は、委員長報告のとおり認定されました。

次に、認定第5号 令和3年度京丹波町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定についての討論を行います。

最初に、原案に反対者の発言を許可します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梅原好範君） 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梅原好範君） これで討論を終わります。

これより認定第5号を採決します。

本案に対する委員長の報告は認定であります。

認定第5号 令和3年度京丹波町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について、委員長報告のとおり決することに賛成の方は起立願います。

（全員 起立）

○議長（梅原好範君） 起立全員であります。

よって、認定第5号は、委員長報告のとおり認定されました。

次に、認定第6号 令和3年度京丹波町土地取得特別会計歳入歳出決算の認定についての討論を行います。

最初に、原案に反対者の発言を許可します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梅原好範君） 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梅原好範君） これで討論を終わります。

これより認定第6号を採決します。

本案に対する委員長の報告は認定であります。

認定第6号 令和3年度京丹波町土地取得特別会計歳入歳出決算の認定について、委員長報告のとおり決することに賛成の方は起立願います。

（全員 起立）

○議長（梅原好範君） 起立全員であります。

よって、認定第6号は、委員長報告のとおり認定されました。

次に、認定第7号 令和3年度京丹波町育英資金給付事業特別会計歳入歳出決算の認定についての討論を行います。

最初に、原案に反対者の発言を許可します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梅原好範君） 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梅原好範君） これで討論を終わります。

これより認定第7号を採決します。

本案に対する委員長の報告は認定であります。

認定第7号 令和3年度京丹波町育英資金給付事業特別会計歳入歳出決算の認定について、委員長報告のとおり決することに賛成の方は起立願います。

(全員 起立)

○議長(梅原好範君) 起立全員であります。

よって、認定第7号は、委員長報告のとおり認定されました。

次に、認定第8号 令和3年度京丹波町町営バス運行事業特別会計歳入歳出決算の認定についての討論を行います。

最初に、原案に反対者の発言を許可します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(梅原好範君) 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(梅原好範君) これで討論を終わります。

これより認定第8号を採決します。

本案に対する委員長の報告は認定であります。

認定第8号 令和3年度京丹波町町営バス運行事業特別会計歳入歳出決算の認定について、委員長報告のとおり決することに賛成の方は起立願います。

(全員 起立)

○議長(梅原好範君) 起立全員であります。

よって、認定第8号は、委員長報告のとおり認定されました。

次に、認定第9号 令和3年度京丹波町須知財産区特別会計歳入歳出決算の認定についての討論を行います。

最初に、原案に反対者の発言を許可します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(梅原好範君) 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(梅原好範君) これで討論を終わります。

これより認定第9号を採決します。

本案に対する委員長の報告は認定であります。

認定第9号 令和3年度京丹波町須知財産区特別会計歳入歳出決算の認定について、委員

長報告のとおり決することに賛成の方は起立願います。

(全員 起立)

○議長（梅原好範君） 起立全員であります。

よって、認定第9号は、委員長報告のとおり認定されました。

次に、認定第10号 令和3年度京丹波町高原財産区特別会計歳入歳出決算の認定についての討論を行います。

最初に、原案に反対者の発言を許可します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（梅原好範君） 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（梅原好範君） これで討論を終わります。

これより認定第10号を採決します。

本案に対する委員長の報告は認定であります。

認定第10号 令和3年度京丹波町高原財産区特別会計歳入歳出決算の認定について、委員長報告のとおり決することに賛成の方は起立願います。

(全員 起立)

○議長（梅原好範君） 起立全員であります。

よって、認定第10号は、委員長報告のとおり認定されました。

次に、認定第11号 令和3年度京丹波町桧山財産区特別会計歳入歳出決算の認定についての討論を行います。

最初に、原案に反対者の発言を許可します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（梅原好範君） 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（梅原好範君） これで討論を終わります。

これより認定第11号を採決します。

本案に対する委員長の報告は認定であります。

認定第11号 令和3年度京丹波町桧山財産区特別会計歳入歳出決算の認定について、委員長報告のとおり決することに賛成の方は起立願います。

(全員 起立)

○議長（梅原好範君） 起立全員であります。

よって、認定第11号は、委員長報告のとおり認定されました。

次に、認定第12号 令和3年度京丹波町梅田財産区特別会計歳入歳出決算の認定についての討論を行います。

最初に、原案に反対者の発言を許可します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(梅原好範君) 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(梅原好範君) これで討論を終わります。

これより認定第12号を採決します。

本案に対する委員長の報告は認定であります。

認定第12号 令和3年度京丹波町梅田財産区特別会計歳入歳出決算の認定について、委員長報告のとおり決することに賛成の方は起立願います。

(全員 起立)

○議長(梅原好範君) 起立全員であります。

よって、認定第12号は、委員長報告のとおり認定されました。

次に、認定第13号 令和3年度京丹波町三ノ宮財産区特別会計歳入歳出決算の認定についての討論を行います。

最初に、原案に反対者の発言を許可します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(梅原好範君) 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(梅原好範君) これで討論を終わります。

これより認定第13号を採決します。

本案に対する委員長の報告は認定であります。

認定第13号 令和3年度京丹波町三ノ宮財産区特別会計歳入歳出決算の認定について、委員長報告のとおり決することに賛成の方は起立願います。

(全員 起立)

○議長(梅原好範君) 起立全員であります。

よって、認定第13号は、委員長報告のとおり認定されました。

次に、認定第14号 令和3年度京丹波町質美財産区特別会計歳入歳出決算の認定についての討論を行います。

最初に、原案に反対者の発言を許可します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(梅原好範君) 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(梅原好範君) これで討論を終わります。

これより認定第14号を採決します。

本案に対する委員長の報告は認定であります。

認定第14号 令和3年度京丹波町質美財産区特別会計歳入歳出決算の認定について、委員長報告のとおり決することに賛成の方は起立願います。

(全員 起立)

○議長(梅原好範君) 起立全員であります。

よって、認定第14号は、委員長報告のとおり認定されました。

次に、認定第15号 令和3年度国保京丹波町病院事業会計決算の認定についての討論を行います。

最初に、原案に反対者の発言を許可します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(梅原好範君) 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(梅原好範君) これで討論を終わります。

これより認定第15号を採決します。

本案に対する委員長の報告は認定であります。

認定第15号 令和3年度国保京丹波町病院事業会計決算の認定について、委員長報告のとおり決することに賛成の方は起立願います。

(全員 起立)

○議長(梅原好範君) 起立全員であります。

よって、認定第15号は、委員長報告のとおり認定されました。

次に、認定第16号 令和3年度京丹波町水道事業会計決算の認定についての討論を行います。

最初に、原案に反対者の発言を許可します。

山田君。

○6番(山田 均君) ただいま提案されております認定第16号 令和3年度京丹波町水道

事業会計決算の認定について、反対の立場から討論を行います。

令和3年度京丹波町水道事業会計は、地方公営企業法に基づく企業会計に移行して4年目となります。地方公営企業法では、経営の基本原則として、常に企業の経済性を発揮するとともに、その本来の目的である公共の福祉を増進するように運営されなければならないと規定をしております。京丹波町の令和3年度の給水人口は1万3,205人で、前年度比205人の減となっております。給水戸数は6,738件、前年度比で16件の減となっております。1日最大配水量は1万386立米となっております。畑川ダム建設が必要とした根拠は、人口が丹波・瑞穂でその見直しをして1万4,260人、当初は2万5,000人でした。水需要は1日最大給水量を1万4,058立米としました。水需要の根拠とした計画給水人口は2万3,280人、令和3年度給水人口は1万3,205人で、現在の給水人口比では56.7%です。畑川ダムの水需要の給水先は町内の企業への給水となっていました。令和3年度の町内企業の使用水量上位10社の使用した日量水量は1,517立米で、事業者からの増量水量も34.9%で35%にも届いていません。計画の根拠も机上のもので、計画も見通しも根拠に乏しいもので、最後は町民にしわ寄せとツケが回ってくることとなります。結局、畑川ダムありきで進められてきたわけであります。

また、下山の工業団地の水需要計画では、日量1,050立米ですが、現在操業している企業の使用水量は日量54.67立米で、水需要はわずか5.2%です。平成20年度の事業再評価の水需要予測は、生活用水として日平均給水量を4,265立米、業務用水量として日平均給水量を5,079立米、合わせて9,344立米の水需要があるとして、京丹波町も京都府も畑川ダム建設の根拠として推進をしてきました。結局、必要以上の水需要予測を立てて多大な投資を行った結果、府下でも最上位となる高額な水道使用料金になっているのです。為政者の責任は棚上げで、水道水を使用している町民が高額な料金を負担することになっているのです。畑川ダム建設は、洪水調整が第一の目的となっています。京丹波町への取水量の見直し、負担割合の見直しを京都府と交渉すべきで、このことを強く求めるものであります。

丹波・瑞穂の地域は、分水嶺で長年水不足に悩まされてきましたが、そのために多くの水源地を維持しながら、水原や下山に水源を確保して9,100トンの水を確保しました。施設の維持管理を業者委託するのではなく、職員が現場主義を徹底して老朽化した施設改修や水源の枯渇などへの対策を計画的に取り組むべきです。

京丹波町は、水道の閉栓・開栓の手数料が1回3,000円で、近隣の市町村の10倍、基本料金も府下で最高位にあります。公共料金が高い住みにくい町になっています。水道料

金を引き下げ、基本水量を5トンにするなど見直しをすべきであります。今住んでいる町民はもちろん、もっと気軽にふるさとに帰郷できる安心して住めるまちづくりに取り組むべきと考えます。他市町村では、コロナ対策として緊急に水道料金の減免を実施しています。本町でも水道基本料金の減免の実施を検討すべきです。町民に広く公平な負担軽減になります。また、低額で閉栓・開栓ができるように直ちに見直すべきです。1回3,000円と基本料金よりも高いのはあまりにも異常です。度を越していると思います。京丹波町のイメージを悪くしているとは思いませんか。直ちに改善すべきです。改善を強く求めるものであります。

水道の給水量は、既存の施設をしっかりと維持管理すれば、ダムだけに頼らなくても安心しておいしい水を十分に賄えることは毎年指摘しているように明らかなです。そのためにも、毎年指摘している有収率を87%以上に取り組むべきです。71.44%ではあまりにも低過ぎます。また、有効率は90%以上を確保すべきです。74.30%ではこれもあまりにも低過ぎます。高齢者はもちろん若い世代も安心して京丹波町に暮らせるために、基本水量の見直し、基本料金の引下げ、閉栓・開栓手数料の見直しを行うべきであります。このことを強く求めて反対討論といたします。

○議長（梅原好範君） 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

畠中君。

○7番（畠中清司君） 認定第16号 令和3年度京丹波町水道事業会計決算の認定につきまして、賛成の立場から討論を行います。

令和2年度から10年間を計画期間とした京丹波町水道ビジョン2020の2年目として計画的に水道事業を推進し、経営基盤の強化に努め、安定的、効率的な事業を継続して行い、施設の健全性を維持するための計画的な更新を行いながら、中長期的な視点に立っている。

業務の状況においては、年間配水量277万1,824立方メートル、前年度より1万4,392立方メートル増加。そのうち、年間有収水量197万9,824立方メートル、前年度より1万9,412立方メートル増加。有収率71.4%、前年度より0.3ポイント増加となっている。営業収益においても、給水収益が473万9,000円増加。総費用は10億8,411万2,000円、前年度より5,917万5,000円減少。内訳として、営業費用9億6,143万3,000円、前年度より1,803万4,000円減少。営業外費用1億2,267万9,000円、前年度より165万6,000円減少となっている。水道事業が将来にわたり安定的な事業を継続するための中長期的な計画であり、持続、安全、強靱の3つの観点で理想像を実現するため、地域性を踏まえ、実情に即した取組及び施策の展開を示すものとなっている。

以上のことにより、安全な水道水を安定的に供給するため、効率的で効果的な水道事業となることを期待して、認定第16号 令和3年度京丹波町水道事業会計決算の認定についての賛成討論といたします。

○議長（梅原好範君） ほかに討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梅原好範君） これで討論を終わります。

これより認定第16号を採決します。

本案に対する委員長の報告は認定であります。

認定第16号 令和3年度京丹波町水道事業会計決算の認定について、委員長報告のとおり決することに賛成の方は起立願います。

（多数 起立）

○議長（梅原好範君） 起立多数であります。

よって、認定第16号は、委員長報告のとおり認定されました。

《日程第39、議案第67号 令和4年度京丹波町一般会計補正予算（第3号）》

○議長（梅原好範君） 日程第39、議案第67号 令和4年度京丹波町一般会計補正予算（第3号）を議題とします。

町長の提案理由の説明を求めます。

畠中町長。

○町長（畠中源一君） それでは、本日追加提案させていただきます議案につきまして、その概要を説明させていただきます。

議案第67号 令和4年度京丹波町一般会計補正予算（第3号）につきまして、8月28日に開催されました京都府消防操法大会の小型ポンプ操法、ポンプ車操法の両部門において京丹波町消防団が見事優勝され、ポンプ車操法の部においては、来る10月29日に千葉県で開催されます、全国消防操法大会への出場が決まったところであります。

このことを受けまして、出場に伴います必要経費が生じることから、先ほどご賛同いただきました令和4年度の一般会計予算に498万8,000円を追加し、補正後の額を115億6,042万8,000円とすることを願います。

以上、提案理由の説明とさせていただきます。

ご審議賜りまして、原案にご賛同いただきますようお願い申し上げます。

○議長（梅原好範君） 補足説明を担当課長に求めます。

山内財政課長。

○財政課長（山内明宏君） それでは、議案第67号 令和4年度京丹波町一般会計補正予算（第3号）につきまして、補足説明を申し上げます。

まず、歳出から、事項別明細書の7ページから8ページをお願いいたします。

今回の補正予算は、9款、1項、消防費、2目、非常備消防費に、全国消防操法大会出場事業として498万8,000円の計上をお願いするものであります。町長の提案理由にもありましたように、ポンプ車操法の部におきましては、来る10月29日に千葉県市原市で開催されます、全国消防操法大会への出場が決まったところであり、このことを受けまして、出場に伴います必要経費が生じることから、所要額の計上をお願いするものであります。

歳出の内容につきましては、7節、報償費に、全国大会に向けた訓練活動の運営費として、消防団分団部運営費に109万5,000円の計上をお願いするものであります。8節、旅費には、全国大会並びに大会会場事前視察に係る経費として、費用弁償に34万9,000円、普通旅費に8万5,000円の計上をお願いするものであります。10節、需用費には、選手の活動服、訓練用物品、ポンプ車の維持管理物品、事務等に係る経費として、消耗品費に44万8,000円。全国大会参加時に使用する公用車の燃料代として、燃料費に6万8,000円。ポンプ車の整備、修繕に係る経費として、修繕料に10万円。訓練用の飲み物、全国大会時の弁当代として、食糧費に13万1,000円を計上し、需用費合計として74万7,000円の計上をお願いするものであります。12節、委託料では、ポンプ車の搬送に係る経費として、作業委託料に52万8,000円。参加者の送迎に係る大型バス運行経費として、送迎バス運行委託料に45万5,000円。宿泊鉄道乗車券の手配等に係る経費として、旅行業務委託料に97万9,000円を計上し、委託料合計として196万2,000円の計上をお願いするものであります。13節、使用料及び賃借料では、京都府激励会、全国大会出場に伴います道路通行料に13万6,000円。丹波自然運動公園陸上競技場での訓練に係る経費として、施設使用料に3万8,000円の計上をお願いするものであります。17節、備品購入費では、操法用ホースの購入やのぼり旗の購入として、一般備品に57万6,000円の計上をお願いするものであります。

次に、歳入でございます。

戻っていただきまして、事項別明細書の5ページから6ページをお願いいたします。

20款、繰入金、2項、基金繰入金、1目、財政調整基金繰入金に498万8,000円を計上し、今回の補正予算に必要な歳出額に対する財源調整を図るものでございます。

以上、補足説明とさせていただきます。ご審議賜りますようお願いいたします。

○議長（梅原好範君） 以上、説明のとおりであります。

これより、議案第67号 令和4年度京丹波町一般会計補正予算（第3号）の質疑を行います。

質疑はありますか。

山田君。

○6番（山田 均君） 2点ほどお尋ねします

1点は、今回、消防操法大会京都府大会で優勝をされまして、全国大会に行くということになったわけでございます。選手の皆さんの健闘に祝意を申し上げますわけですが、費用の関係で、京都府の代表ということになりますので、町の財源ということではなしに、府とかそういうところからの助成金というのはないのかどうか1点伺っておきます。

それから、もう1点は、選手の方はさらに練習を重ねて全国大会へ行かれると思うんですけども、それぞれ正業を持っておられると思いますし、勤め先との関係とか家族の協力も必要なわけでございます。その辺の対応といたしますか、どのような形を町としてはされるのか伺っておきたいと思えます。

以上です。

○議長（梅原好範君） 山内財政課長。

○財政課長（山内明宏君） まず、財源の関係でございますけども、京都府からの補助金等はないでございますが、特別交付税の特殊事情ということで、消防操法大会への参加に要する経費が多額であることという項目がございますので、所要経費を報告いたしまして、算入されるものと考えております。ただ、所要経費の2分の1といった算式分ではございませんので、様々な特殊事情を報告する中で、最終的に総額が決定されるというものでございます。

以上でございます。

○議長（梅原好範君） 田中総務課長。

○総務課長（田中晋雄君） 勤務先等への対応でございます。これにつきましては、消防長であります町長と団長の連名で勤務先にそういうご依頼をさせていただいて、勤務等に配慮をいただくという対応をお願いしております。

それから、ご家族等でございますが、これにつきましてもいろいろ配慮をいただいていると思っております。2か月間ご苦勞をかけるわけなんですけども、そういった意味でもいろいろなご支援をいただいているというふうに理解をしております。

以上でございます。

○議長（梅原好範君） 山田君。

○6番（山田 均君） 選手の勤務先について、町長と団長名でお願いをしておるということ  
でございますけども、理解のある職場となかなか難しい職場も以前からあるということも聞  
いたこともあるんです。一応、選手の勤務先については協力といいますか、快く選手に対し  
て配慮していただくということになっておるのか。なかなか厳しい面もあるという職場もあ  
るのかどうか。その辺はあれば、やっぱり一定の対処もしなければならないのではないかと  
思うんですけども、その点についてもう一度伺っておきます。

以上です。

○議長（梅原好範君） 田中総務課長。

○総務課長（田中晋雄君） 今のところそういった形で難しいというお声は聞いておりません。  
以上でございます。

○議長（梅原好範君） ほかに質疑ありますか。

山崎君。

○1番（山崎裕二君） 今、財源に関して、最終的には特別交付税措置も見込むということ  
でしたが、ちょっと枠組みが難しかったのかもしれないんですけど、プロモーション戦略の一  
環から質疑をします。クラウドファンディングを募るなど、全国大会に向けた資金といった  
ところの考えはなかったのかどうか説明を求めます。

○議長（梅原好範君） 片山商工観光課長。

○商工観光課長（片山 健君） まず、正直に申し上げますと、クラウドファンディングとい  
う考えには至っておりませんでした。といいますのも、消防団の活動というのは、ややボラ  
ンティア精神にのっとりものということでもありますけれども、消防組織法に基づいて設置さ  
れているものでございますので、いわゆる寄附金ということとは少し違うのかなという考え  
方ではございました。ただ、聖域を設けずにいろんな場合にクラウドファンディングという  
考え方は常々持っておりますので、研究は重ねてまいりたいと思っております。

以上でございます。

○議長（梅原好範君） ほかに質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梅原好範君） これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

最初に、原案に反対者の発言を許可します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梅原好範君） 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（梅原好範君） これですべての討論を終わります。

これより議案第67号を採決します。

議案第67号 令和4年度京丹波町一般会計補正予算（第3号）を原案のとおり決することと賛成の方は挙手願います。

(全員 挙手)

○議長（梅原好範君） 挙手全員であります。

よって、議案第67号は、原案のとおり可決されました。

《日程第40、請願第3号 食料危機のもとで、国産食料の増産、食料自給率向上、家族農業支援強化に関する意見書の提出を求める請願書

○議長（梅原好範君） 日程第40、請願第3号 食料危機のもとで、国産食料の増産、食料自給率向上、家族農業支援強化に関する意見書の提出を求める請願書を議題とします。

付託委員会における審査の経過と結果について、委員長に報告を求めます。

隅山総務産建常任委員長。

○総務産建常任委員長（隅山卓夫君） それでは、食料危機のもとで、国産食料の増産、食料自給率向上、家族農業支援強化に関する意見書の提出を求める請願書につきまして、総務産建常任委員会委員長報告を申し上げます。

本請願書につきましては、8月31日に開催されました本会議におきまして、総務産建常任委員会に付託をされ、去る9月14日に開催いたしました委員会におきまして、より議論を深めるため、今回提出されました請願書の紹介議員から説明を受けるとともに、質疑等を行いました。

そこで出されました少数意見の主なものといたしましては、低水準となっている日本の食料自給率を向上・改善していくためにも、国に対して声を上げるべきであるといったものであります。

また、それに対し、多数意見の主なものといたしましては、現在の米価下落に対する補助を求める趣旨の内容が明確でないとともに、本請願の内容の大部分については、数十年前から課題となっていることであるため、現時点において意見書を提出する価値があるのかといったものであります。

以上、その内容等について慎重審議協議した審査の結果を、京丹波町議会会議規則第94条第1項の規定により、請願審査報告書を読み上げまして、ご報告申し上げます。

なお、参考としまして、採決の結果は、請願に賛成2人、反対5人でありました。

令和4年9月22日、京丹波町議会議長 梅原好範様、総務産建常任委員会委員長 隅山卓夫。

請願審査報告書。

本委員会に付託された請願を審査した結果、次のとおり決定したので、会議規則第94条第1項の規定により報告いたします。

記、受理番号、第3号。付託年月日、令和4年8月31日。件名、食料危機のもとで、国産食料の増産、食料自給率向上、家族農業支援強化に関する意見書の提出を求める請願書。審査の結果、不採択でありました。

○議長（梅原好範君） 以上、報告のとおりであります。

これより、請願第3号 食料危機のもとで、国産食料の増産、食料自給率向上、家族農業支援強化に関する意見書の提出を求める請願書に対する質疑を行います。

質疑はありますか。

東君。

○5番（東まさ子君） 請願者が出されております請願事項についてでありますけれども、3点出しておられます。

1点目は、国内で食料を増産し、日本の食料自給率を向上・改善すること。特に、食料自給率の低下に追い打ちをかける「水田活用直接支払交付金の見直し」は中止をすること。また、自給率の低い麦・大豆・飼料作物などの畑作物への支払額を増額すること。

2点目は、3年連続の米価暴落を阻止するために、生産者米価を支える施策を講じること。政府の責任による過剰米買入れ・備蓄制度の拡充を行うこと。

3点目、高騰する燃油、家畜飼料、肥料原料、農業資材に対する支援策を拡充することでありました。

今、委員長の報告を少し聞き漏らしましたので、再度お聞きするわけでありましてけれども、この中身について価値がないみたいな部分が委員長報告の中であったと思うんですけれども、その内容についてはどういうことについて価値が見当たらないということになったのかお聞きしておきたいと思います。

隅山委員長。

○総務産建常任委員長（隅山卓夫君） 東議員のご質問にお答えしたいというふうに思っております。

今、報告をさせていただきました件につきましては、もう数十年も前から取組を国のほう

としてもされておりますなり、また、農業受益者の皆さんも農業委員会等で十分な審議をされまして出されておる内容だというふうに把握をしておると、委員からそういう提案があり、委員会で諮りましたところ審査をした結果、不採択となったわけでございます。

以上でございます。

○議長（梅原好範君） 東君。

○5番（東まさ子君） 委員長からお答えいただきましたけれども、数十年前から取組をしているという中身については、この項目の中のどういう点でありますか。

○議長（梅原好範君） 隅山委員長。

○総務産建常任委員長（隅山卓夫君） 基本的には、食料自給率向上、これは早くから言われておりまして、そういったことだと私は理解をしております。

以上です。

○議長（梅原好範君） 東君。

○5番（東まさ子君） 食料自給率というのは、本当に日本は低くて、37%に満たないというような状況であります。自給率を上げるということは、世界的にも人口が増えているし、また、いろんな気候変動の中で、日本の食料自給率を上げておかないと、本当に安全な食料を確保できないということでもありますので、これはずっと言い続けなくてはならない問題であります。そういうことが問題であるならば、その請願の中身を、これは数十年もかけてやってきていることだから、この項目は抜きましょうとかそういうことはされなかったのか。やはり、今本当にいろいろと米価が下がる中で、若い人たちも高齢の人たちも本当に頑張っている農業に携わっている。そして、集落もその人たちの頑張りによって賄われて維持されているということからして、やはりこうした請願を出されているのでありますから、採択に向けたそういう思いがもっとあってもよいのではないかなと、窮状を考えたら思うんですけども、そういうことは話にはならなかったのか。中身を少し改善してみようとかそういうことにはならなかったのかお聞きをしておきたいと思います。

○議長（梅原好範君） 隅山委員長。

○総務産建常任委員長（隅山卓夫君） 食料自給率向上につきましては、今も申し上げたように、三十数年前から日本にとって大事なことでございまして、これは農業を守るというよりかは、日本の国策としてそういったことを上げていくということについて、いろいろと各方面で叫ばれていることでございます。取り除くというようなことについては、内容が不適格とかそんなことを申し上げたつもりは一つもございません。ただ、私、心配しておりました米価でございますけれども、今年は米価が相当量上がったという情報を得ておりまして、安

堵をしております。

以上です。

○議長（梅原好範君） ほかに質疑ありますか。

伊藤君。

○2番（伊藤康二君） 先ほど自給率の問題が出ておりましたけども、この請願書の中で、カロリーベースで三十七、八％という請願書になってるんですが、このカロリーベースという計算の仕方と、それから生産額ベースの計算の方法もあります。それでは大体66％、世界的に見ても大体上位に入っているわけです。このカロリーベースで計算することは、大体、韓国、台湾、日本で3か国ぐらいがこのカロリーベースで計算するとなっておりますが、世界で見ますと、今言う生産額ベースで計算しますので、このカロリーベースが低いということは案外言い切れない。日本の食料危機というようなことにはならないというふうに私は理解をしております。それも言いますと、大体考えてもらって分かるように、カロリーが牛肉が100グラムで371キロカロリー、大根は100グラムで18カロリーというふうになりますので、野菜をずっと食べている人もおられるわけで、カロリー計算でいきますと今言ったように生産額ベースのほうが考え方によっては考えられるということでございます。私はそういう理解をしております。

以上でございます。

○議長（梅原好範君） 暫時休憩します。

休憩 午後 2時28分

再開 午後 2時28分

○議長（梅原好範君） 再開します。

ほかに質疑はございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梅原好範君） これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

最初に、原案に賛成者の発言を許可します。

山田君。

○6番（山田 均君） 議題になっております請願第3号 食料危機のもとで、国産食料の増産、食料自給率向上、家族農業支援強化に関する意見書の提出を求める請願に賛成の立場から討論を行います。

提出された請願は採択すべきと考えております。

請願の内容は、食料は人間の生命の維持に欠くことのできないものであるだけでなく、健康で充実した生活の基礎として重要なものであるが、世界的な人口増加による食料需要の増大、食料貿易構造の変化や気候変動など様々な要因で食料供給に影響を及ぼしている。

また新型コロナウイルスの影響による生産・流通・需要への影響、家畜疾病、植物病害虫などのリスクとともに、ロシアのウクライナ侵攻を契機に原油、穀物、肥料原料などの価格高騰と入手困難となる深刻な事態が生まれている。こうした中、総合的な食料安全保障の確立が求められている。

同時に、地域農業・農村を支援し支えることは、国民生活に不可欠な食料供給の機能を持続可能にするとともに、その営みは、国土・環境保全等の役割を担う国土の土台です。

世界的な食料危機の下、国内食料を増産し、先進国で低水準の食料自給率37.17%、(2021年8月、農水省)を向上・改善していくために、家族農業経営に対する支援強化が欠かせない。

以上の趣旨から、以下の項目について政府に意見書として提出していただきたいと提出をされた請願です。

3項目の内容について、1つは、国内で食料を増産し、食料自給率を向上・改善すること。特に、食料自給率の低下に追い打ちをかける「水田活用直接支払交付金の見直し」は中止すること。また、自給率の低い麦・大豆・飼料作物など畑作物への支援額を増額すること。

2つ目に、3年連続の米価暴落を阻止するため、生産者米価を支える施策を講じる。政府の責任による過剰米買入れ・備蓄制度の拡充を行うこと。

3つ目は、高騰する燃油、家畜飼料、肥料原料、農業資材に対する支援策を拡充することの3点を政府に農家の声として願いとして意見を提出してほしいとして提出されたものです。

委員会の報告もありましたけども、委員会の請願審査では、3項目の内容を審議するよりも、この請願書は誰が作成したのか。食料自給率は昔から言ってることである。家族農業とは何か。意味が分からない。また、家畜飼料とあるが、酪農家は請願人にいるのかななどの質疑が紹介議員にありましたが、3項目の内容についての質疑はありませんでした。請願の3項目の内容は誰もが一致できる内容と確信をしていました。

しかし、採決の結果、賛成者少数で不採択になりました。非常に残念です。

また、請願者は、町内の農業法人の役員、認定農業者、新規就農者など規模拡大や本町の特産物の生産にも取り組んでいる農業者の方々です。私は、請願の3項目は、農家の切実な声であると紹介議員となりました。委員会では、不採択となりましたが、農家の願いを政府に届けるために、本議会で議員各位の賛同をお願いして、討論いたします。

○議長（梅原好範君） 次に、原案に反対者の発言を許可します。

山崎君。

○1番（山崎裕二君） ただいま審議中の請願の原案に反対、言い換えますと、請願第3号食料危機のもとで、国産食料の増産、食料自給率向上、家族農業支援強化に関する意見書の提出を求める請願書を不採択とすることについての賛成討論を行います。

請願書別添えの意見書（案）において、要望のあった内容について、水田活用直接支払交付金の見直しの中止を求めるとした点。3年連続の米価暴落を阻止するためとした点。国に対して肥料価格などの高騰に対するさらなる支援拡充を求めるとした点の以上3点に焦点を合わせて異議を唱えていきます。

第1に、水田活用直接支払交付金の見直しの中止を求めるとした点については、農業委員会等に関する法律第38条第1項の規定に基づき、農林水産大臣近畿農政局長に提出すべく、9月14日、町農業委員会会長及び同事務局長によって、近畿農政局に直接持参いただいた水田活用の直接支払交付金の見直しに対する意見書にもありますように、対象要件について現場実態を踏まえ、あぜ・水路などの機能確認にとどめるよう求めるとしたことと緊密に連携し、何が何でも中止をとというスタンスではなく、現場の実態や農業者等の声を十分に踏まえ、地域の実情に合致した要件に改めるよう求めることが肝要と判断しています。

なお、この点については、8月8日及び8月25日に開催した、山崎裕二、伊藤、居谷、畠中、山崎眞宏議員を参加メンバーとする第72回及び第77回定例勉強会において、農業委員会事務局長及び同会長と議論を重ねた上での総意であると申し述べておきます。

第2に、3年連続の米価暴落を阻止するためとした点についてです。9月発表の京都農業協同組合による30キログラム消費税込みの本年産の米買取価格の一覧によりますと、コシヒカリ一等米で5,750円と前年より720円の上昇。キヌヒカリ一等米で5,150円と前年より470円の上昇ほか、主要銘柄の全等級で上向いています。また、この買取価格は、昨年度、地方創生臨時交付金を活用し、米価下落対策農業者支援事業として1反10アール当たり4,000円の補助を行った分を加えた額よりも数段高いものになります。9月13日付の日本農業新聞記事には、米価下落そのものには底を打ったとの記述もあることから、3年連続の米価暴落とすることは実態にそぐわないと評価しました。

第3に、肥料価格などの高騰に対する支援拡充を求めるとした点については、農林水産省による肥料価格高騰対策に加えて、年末に交付予定の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金における電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援地方交付金を活用した町独自の農業者への物価高騰対策支援として、生産経費に相当する肥料・飼料価格、さらには燃油、

資材の高騰の影響を大きく受けている農業者の支援を行っていくことこそ、より現場に即したきめ細やかな支援となるものと確信します。

以上の3点に鑑み、意見書の提出を求める請願の原案に反対、言い換えますと不採択とすることについての賛意の表明とします。

○議長（梅原好範君） ほかに討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梅原好範君） これで討論を終わります。

これより、請願第3号 食料危機のもとで、国産食料の増産、食料自給率向上、家族農業支援強化に関する意見書の提出を求める請願書を採決します。

この請願に対する委員長の報告は不採択であります。

この請願について委員長報告のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

（多数 挙手）

○議長（梅原好範君） 挙手多数であります。

よって、請願第3号は、委員長報告のとおり不採択とすることに決定いたしました。

これより暫時休憩に入ります。再開は3時ちょうどとします。

休憩 午後 2時40分

再開 午後 3時00分

○議長（梅原好範君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

《日程第41、発委第4号 水田活用の直接支払交付金制度の見直し及び水田農業振興に関する意見書》

○議長（梅原好範君） 日程第41、発委第4号 水田活用の直接支払交付金制度の見直し及び水田農業振興に関する意見書を議題とします。

本件について提出者の提案説明を求めます。

隅山総務産建常任委員長。

○総務産建常任委員長（隅山卓夫君） それでは、発委第4号 水田活用の直接支払交付金制度の見直し及び水田農業振興に関する意見書について、提案説明をさせていただきます。

趣旨といたしましては、主食用米の需要量の推移は、食生活の多様化や人口減少などを背景として減少しており、加えて、長引く新型コロナウイルス感染症の影響により、業務用米の需要が低迷しているため、在庫量の増加が生じ、米価下落・肥料価格の高騰など、農業者にとって経営の先行きが不透明な厳しい状況となっております。

このような状況の中で、今般の水田活用の直接支払交付金の急激な見直しは、地域農業に混乱を生じさせることが懸念されるところであり、また、水田農業を維持し、持続的に発展させていくためには、安定した担い手の確保を図るとともに、水田を有効活用し、所得を確保する必要があることから、国に対し水田活用の直接支払交付金制度の見直しなどを強く要望するものであります。

以上、簡単ではございますが、提案説明とさせていただきます。ご賛同いただきますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（梅原好範君） 以上、説明のとおりであります。

これより質疑を行います。

質疑はありますか。

山田君。

○6番（山田 均君） 1点伺っておきたいと思います。

先ほどの請願との関わりもあるわけでございますけども、高騰する燃料、家畜飼料、肥料原料、農業資材の支援策について、先ほどの討論の中で、年末に交付金が出されるのでそれを活用するというようなことがありました。執行部ではないので活用の権限はないわけですが、5項目めの国内での米価、肥料価格、燃料価格の動向を踏まえ、収入減少緩和対策の制度改善など、万全なセーフティーネット対策というふうになってるんですけども、先ほどありましたように年末に交付金が出されるから、それで対処したらというようなことだったと思いますし、それとの関係で言いますと、この5項目めも同じようなことではないかと思えます。その点気になったのでお尋ねをしておきます。

それから、米価の関係で、農水省が出しております生産者の費用は、1万5,000円かかる。これは60キログラムなので、30キログラムで7,500円は最低生産費でかかるということを出しております。そういう価格からすれば、先ほどもありましたけれども、5,750円の大幅アップだということでしたけども、全く届いていないわけです。その辺の米価の下落ということについての見解を併せて伺っておきます。

以上です。

○議長（梅原好範君） 隅山委員長。

○総務産建常任委員長（隅山卓夫君） 休憩をお願いします。

○議長（梅原好範君） 暫時休憩します。

休憩 午後 3時05分

再開 午後 3時09分

○議長（梅原好範君） 再開します。

隅山委員長。

○総務産建常任委員長（隅山卓夫君） それでは、山田議員の質疑に対しまして、答えられる範疇で答えたいというふうに思っています。

今、山田議員の言われた米価下落につきましては、その傾向についてはそのとおりでございます。ただ、3年連続という危機は今回乗り越えることができたということで理解を賜ったらうれしいなと思っております。

それと、本委員会でも審議の最中に申し上げましたが、2つの意見書を1つにまとめ上げたという意見書になってございます。したがって、5番の項につきましては、後ろに掲げております水田農業振興に関するもので述べておりますので、そういった理解で踏まえていただけたらありがたいと思っております。

以上です。

○議長（梅原好範君） ほかに質疑ありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梅原好範君） これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

最初に、原案に反対者の発言を許可します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梅原好範君） 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

山田君。

○6番（山田 均君） ただいま提案になっております発委第4号 水田活用の直接支払交付金制度の見直し及び水田農業振興に関する意見書に対する討論を行います。

私は、総務産建常任委員会の委員として提出をされた意見書について、委員会発委をすることについて反対をいたしました。その理由は、先ほど不採択になりました請願が報告されましたけども、農業者から政府に3項目の農業振興に関わる内容を政府に意見書を提出してほしいと出された請願書は、委員会で賛成少数で不採択となりました。議員提案で出された農業振興に関わる意見書は、委員会として発委することは請願の紹介議員としては同意できないと反対しました。先ほど3点についての反対の指摘もありましたけども、提案された意見書の内容、水田活用直接支払交付金の交付対象の要件について、5年間一度も水張りが行われない農地の除外について、農業委員会のこともありましたけども、現場の実態、農業者の声というのは、そういうことは何とかもうやめてほしいというのが声でありまして、地域

の実情に合致した要件に改めるということは、農家の願いに十分応えられていない。不十分であるというように私は受け止めております。

あわせて、農業振興の中心点は、何と言いましても食料自給率の向上というのは基本だと思います。国がカロリーベースで37.17%、農水省も2021年8月に示しておりますように、通常、カロリーベースで使われておるわけでありますから、その立場で自給率の向上というのは本当に必要なんだということも改めて申し上げておきたいと思います。

全国の多くの市町村議会がこの見直しについて声を上げていくということが私は非常に大事だということも思いますし、全会一致で政府に意見を提出すること。今それが何よりも大事にすべきだと考え、提出することを最優先に考えまして、意見書の提出に賛同するものがあります。

以上、討論といたします。

○議長（梅原好範君） ほかに討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梅原好範君） これで討論を終わります。

これより発委第4号を採決します。

発委第4号 水田活用の直接支払交付金制度の見直し及び水田農業振興に関する意見書について、原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

（全員 挙手）

○議長（梅原好範君） 挙手全員であります。

よって、発委第4号は、原案のとおり可決されました。

なお、意見書の字句、その他の整理については、議長に一任願います。

《日程第42、発委第5号 交通網対策等特別委員会設置に関する決議》

○議長（梅原好範君） 日程第42、発委第5号 交通網対策等特別委員会設置に関する決議を議題とします。

本件について、提出者の提案説明を求めます。

西山議会運営委員長。

○議会運営委員長（西山芳明君） それでは、発委第5号 交通網対策等特別委員会設置に関する決議につきまして、提案説明を申し上げます。

交通網対策等特別委員会につきましては、去る8月29日開催の議会運営委員会の場におきまして、議長から本委員会の設置につきまして提案があり、議会運営委員会で協議、同日

の全員協議会で報告を経て、設置することとなりましたので、その決議案を提出するものでございます。

なお、本委員会の設置目的といたしましては、所管委員会に属さない交通問題等の調査・研究を行うことを目的とするものでございます。

少し例を挙げますと、例えばＪＲバス園福線の減便問題であるとか須知高校生の通学手段に関する事、あるいは高齢者の運転免許証の自主返納後の交通対策について、また、ＪＲ下山駅以北のＩＣカードシステムの導入について、そのほか所管の委員会に属さない交通問題等の調査研究ということでございます。

それでは、発委第５号を朗読し、提案理由の説明とさせていただきますと思います。

発委第５号、令和４年９月２２日、京丹波町議会議長 梅原好範様、提出者 議会運営委員長 西山芳明。

交通網対策等特別委員会設置に関する決議

上記の議案を別紙のとおり地方自治法第１０９条第６項及び第７項、並びに会議規則第１４条第３項の規定により提出いたします。

裏面をご覧ください。

交通網対策等特別委員会の設置に関する決議

次のとおり特別委員会を設置するものとする。

記、委員会名、交通網対策等特別委員会。人数は１３人全議員でございます。目的、所管委員会に属さない交通問題等の調査・研究。調査期間につきましては調査終了まで。

以上、全議員のご賛同を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（梅原好範君） 以上、説明のとおりであります。

これより、発委第５号 交通網対策等特別委員会設置に関する決議に対する質疑を行います。

質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梅原好範君） これで質疑を終わります。

討論を省略します。

これより発委第５号を採決します。

発委第５号 交通網対策等特別委員会設置に関する決議を原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

（全員 挙手）

○議長（梅原好範君） 挙手全員であります。

よって、発委第5号は、原案のとおり可決されました。

ここで暫時休憩とします。

休憩 午後 3時19分

再開 午後 3時20分

○議長（梅原好範君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

お諮りします。

ただいま設置した交通網対策等特別委員会の委員の選任については、委員会条例第8条第3項の規定により、お手元に配付の交通網対策等特別委員会選任名簿のとおり指名したいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梅原好範君） 異議なしと認めます。

よって、交通網対策等特別委員会の委員は、お手元に配付の交通網対策等特別委員会委員選任名簿のとおり選任することに決しました。

交通網対策等特別委員会をこの場において開催し、正副委員長の選任をお願いします。

暫時休憩します。

休憩 午後 3時21分

再開 午後 3時21分

○議長（梅原好範君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

交通網対策等特別委員会において、正副委員長が決定しましたので、ご報告します。

委員長に松村英樹君、副委員長に山田 均君。

以上のとおりであります。よろしく願いいたします。

ここで暫時休憩とします。

休憩 午後 3時22分

再開 午後 3時22分

○議長（梅原好範君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

《日程第43、閉会中の継続調査について》

○議長（梅原好範君） 日程第43、閉会中の継続調査についてを議題といたします。

議会運営委員会及び各常任委員会の各委員長から所管事務のうち、会議規則第75条の規定により、お手元に配付のとおり、閉会中の継続調査の申出があります。

お諮りします。

各委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(梅原好範君) 異議なしと認めます。

よって、各委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決しました。

《日程第44、議員派遣の件》

○議長(梅原好範君) 日程第44、議員派遣の件を議題とします。

お諮りします。

本件については、地方自治法第100条第13項及び京丹波町議会会議規則第128条の規定により、お手元に配付のとおり、議員を派遣することにしたいと思えます。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(梅原好範君) ご異議なしと認めます。

よって、お手元に配付のとおり、議員を派遣することに決定しました。

以上で、本日の議事日程並びに本定例会に付議された事件は全て議了しました。

よって、本日の会議を閉じ、令和4年第3回京丹波町議会定例会は、これをもって閉会いたします。

大変ご苦労さまでした。

閉会 午後 3時25分

地方自治法第123条第2項の規定により、署名する。

京丹波町議会 議長 梅原好範

〃 署名議員 松村英樹

〃 署名議員 森田幸子